

# 大垣市一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

大 垣 市



# 目 次

第 1 章	一般廃棄物処理基本計画の概要	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置づけ	2
第 3 節	計画で扱う廃棄物の範囲	5
第 4 節	計画の期間	6
第 2 章	前計画の実績	7
第 1 節	ごみ処理基本計画	7
第 2 節	生活排水処理基本計画	21
第 3 章	ごみ処理基本計画	23
第 1 節	ごみ処理の現状	23
第 2 節	ごみ処理の実績	31
第 3 節	ごみ処理の基本的な考え方	45
第 4 章	生活排水処理基本計画	66
第 1 節	生活排水処理の現状	66
第 2 節	生活排水処理の実績	73
第 3 節	生活排水処理の基本的な考え方	77
第 5 章	一般廃棄物処理基本計画の推進	80
第 1 節	脱炭素社会や自然共生社会との統合への配慮	80
第 2 節	計画の推進と公表	81



## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

私たちは現在、気候変動、生物多様性の損失、資源制約・汚染という「環境の3つの危機」に直面しており、経済社会システムの変革を通じた「脱炭素社会・循環型社会」の実現が急務です。

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ゴール6 安全な水とトイレを世界中に」で水質改善が、「ゴール12 つくる責任 つかう責任」で食料廃棄の半減や廃棄物削減が目標として掲げられています。

わが国においては、令和2年のパリ協定より「2050年カーボンニュートラル」に向けた脱炭素化を推進し、また、令和3年10月の地球温暖化対策計画改定では、3R+Renewable（再生可能な資源に替える）をはじめとする循環経済への移行を地球温暖化対策の一つとして位置づけています。

また、令和6年5月に「第六次環境基本計画」、同年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、令和7年2月に「廃棄物処理法基本方針」が改定されています。廃棄物処理においても、循環経済の考え方を踏まえ、焼却や埋立に依存せず、再生材の質・量の向上を図る必要があります。

現代の子どもたちが主役となる次世代を見据え、未来に良好な生活環境を引き継ぐためには、更なる「脱炭素社会・循環経済」のための取り組みが必要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域の実情を踏まえて実現していくことが求められています。

これまで、本市では、令和5年3月に一部改定した「大垣市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）により、ごみの排出抑制や資源化の推進を掲げ、ごみ減量に努めてきたほか、下水道の普及や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水の適切な処理を進めてきました。

今回、前計画の施策と目標値を見直し、さらなる廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、長期的かつ総合的な視点に立った持続可能な循環型社会の形成を進めるため、「大垣市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

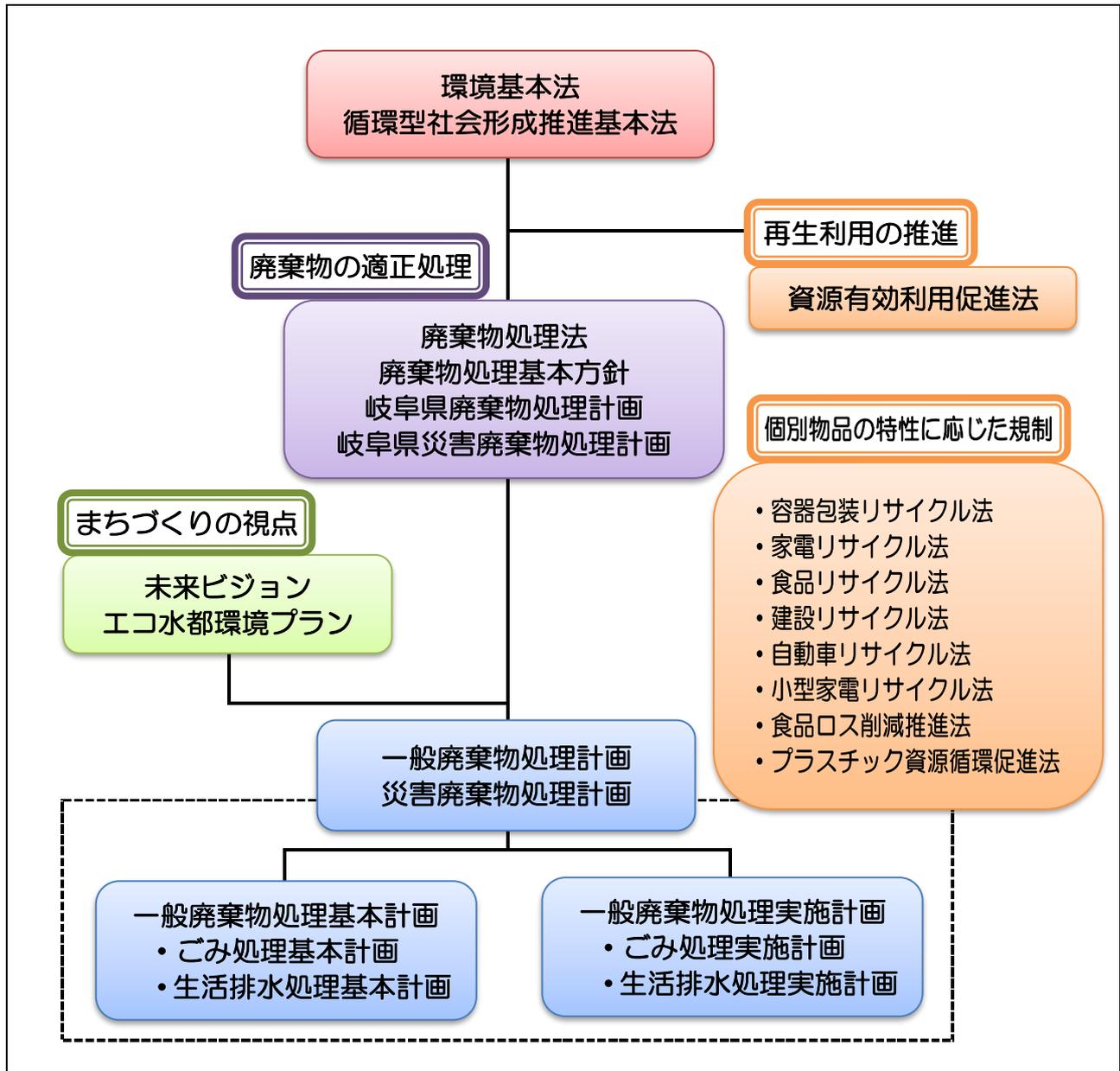
## 第2節 計画の位置づけ

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条に基づき、市町村が生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、区域内の一般廃棄物の適正な処理、処分を行うために策定する一般廃棄物処理計画の基本的な方針となるものです。

なお、本計画は、ごみの発生から最終処分までに必要な基本的事項を定める「ごみ処理基本計画」及び生活排水、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本的事項を定める「生活排水処理基本計画」で構成されています。

計画の位置づけ及びSDGsの関連項目は、以下のとおりです。

### 〔計画の位置づけ〕



## 〔SDGsの関連項目〕

	3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	4. 7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6. 2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	6. 3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6. b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	7. 2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	8. 4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	9. 4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	10. 4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	11. 6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことなどの対策を実施し、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

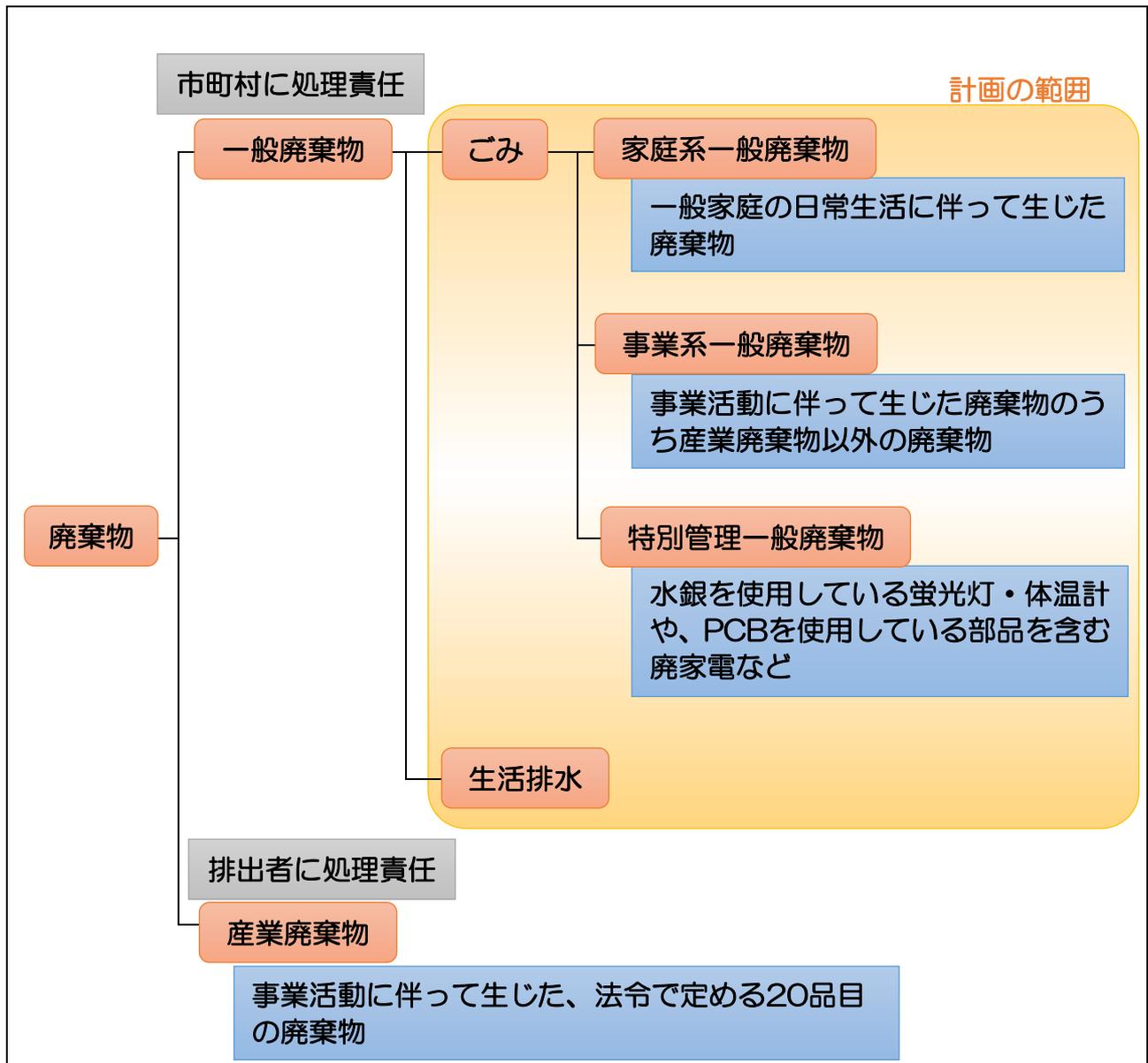
	11. b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	12. 3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12. 4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12. 5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12. 6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	12. 7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
	12. 8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
		13. 3
	14. 1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	15. 4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

### 第3節 計画で扱う廃棄物の範囲

この計画で扱う廃棄物の範囲は、以下のとおりです。

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物をこの計画の範囲とします。

〔廃棄物の種類と計画の範囲〕



## 第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から17年度までの10年間とし、令和12年度を中間年次とします。

### 【計画の期間】

	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	～ ～	R17 2035
一般廃棄物処理基本 計画	策定								
未来ビジョン（市総合 計画）									

## 第2章 前計画の実績

### 第1節 ごみ処理基本計画

#### 1 前計画の目標

前計画で定めた目標の達成状況は、以下に示すとおりです。

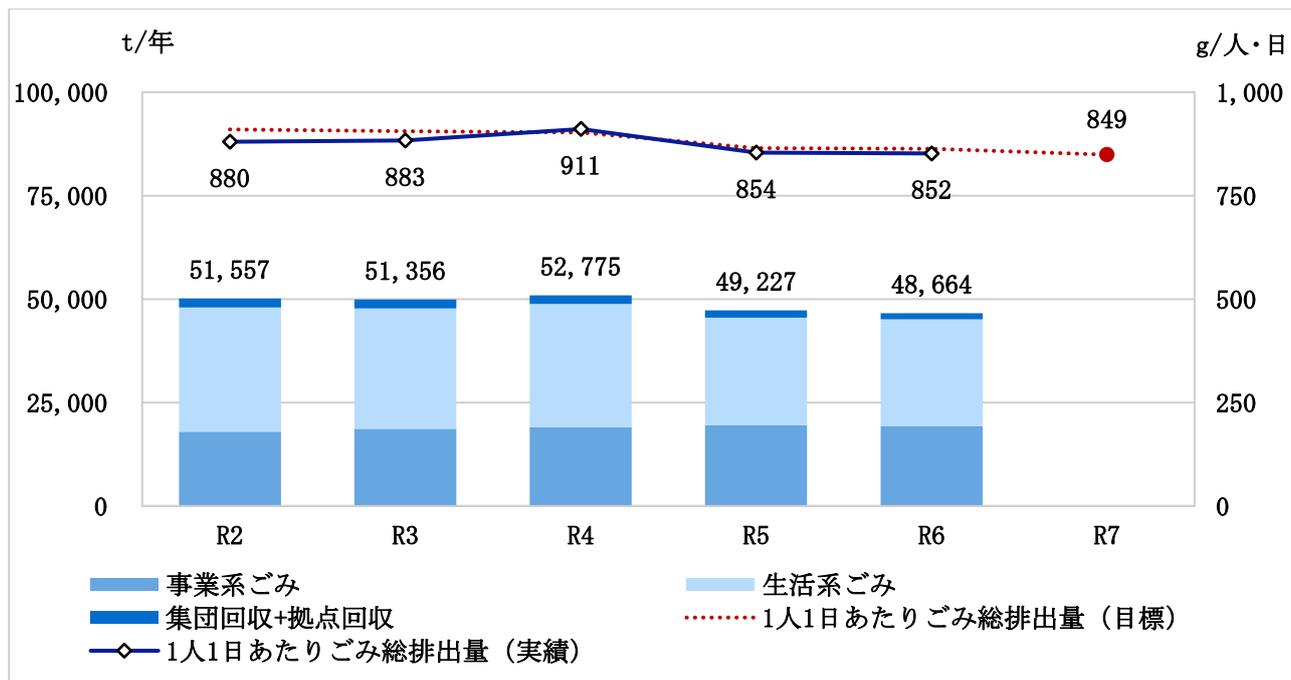
##### 〔前計画の目標値と実績〕

項目	実績値	目標値
	令和6年度	令和7年度
1人1日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	852	849
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人・日）	420	422
事業系ごみ排出量（t）	21,386	21,493
最終処分量（t）	2,483	3,000以下

(1) 1人1日当たりのごみ総排出量

1人1日当たりのごみ総排出量は、令和5年1月からごみ袋有料化を実施したため、大幅に減少しており、令和6年度実績は、852 g/人・日になっています。

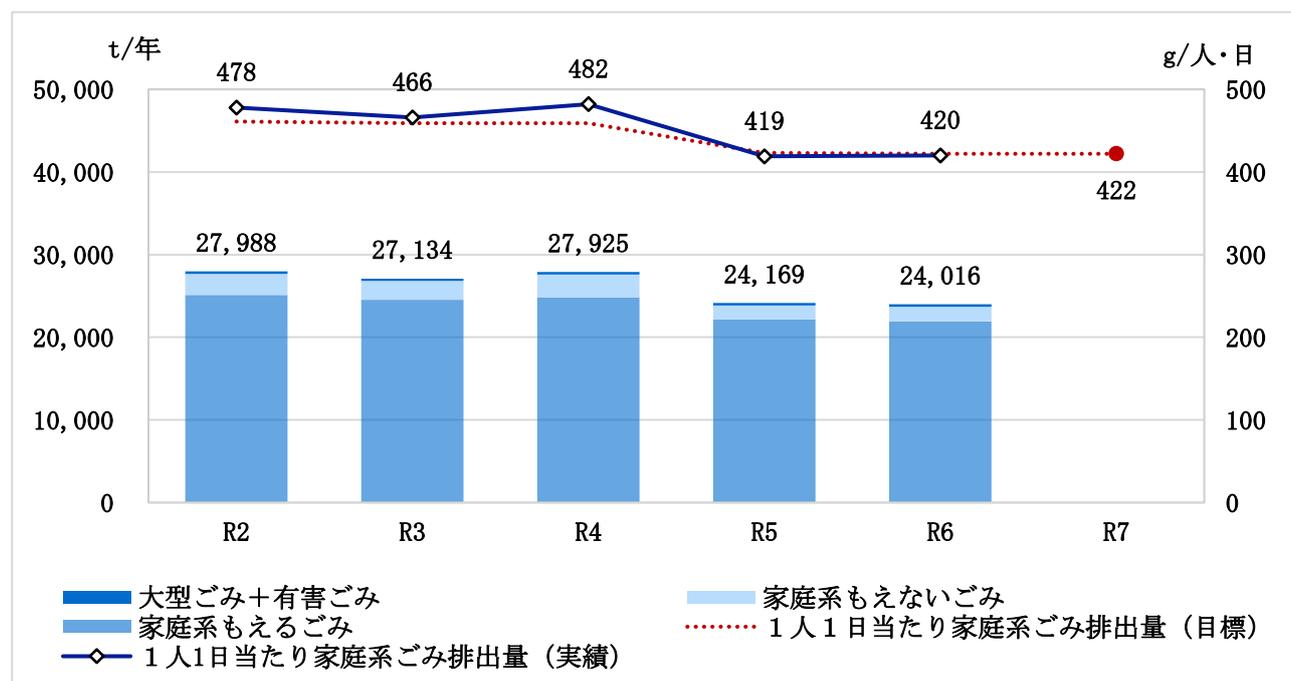
〔1人1日当たりのごみ総排出量の目標達成状況〕



## (2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和5年1月からごみ袋有料化を実施したため、大幅に減少しており、令和6年度実績は、420 g/人・日になっています。

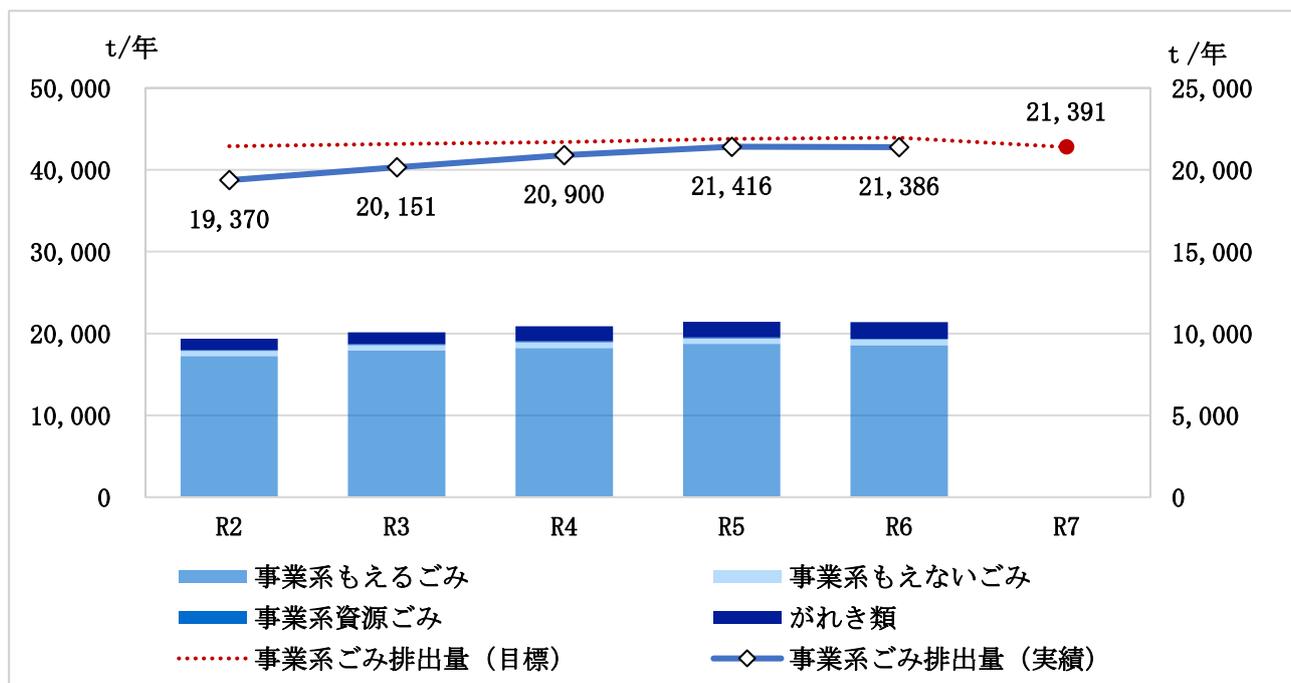
## 〔1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成状況〕



### (3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は年々増加していましたが、令和5年度以降は横ばいで推移しており、令和6年度実績は、21,386 t となっています。

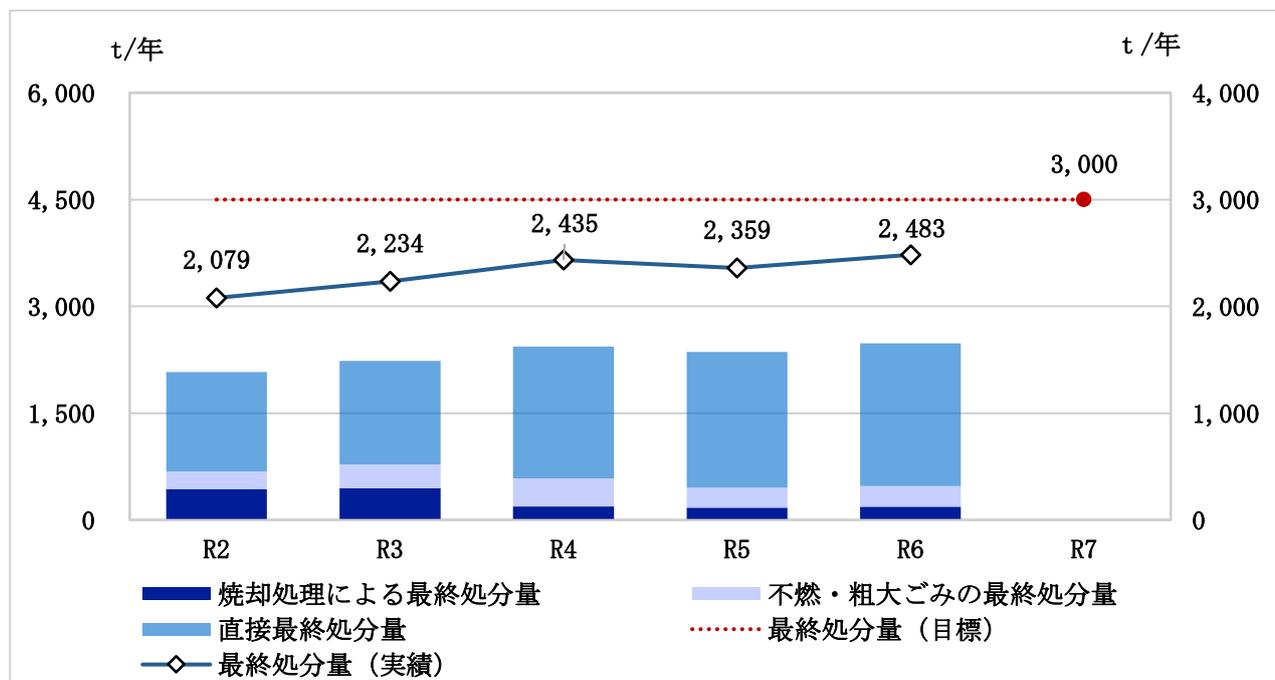
#### 【事業系ごみ排出量の目標達成状況】



## (4) 最終処分量

最終処分量は年々増加していますが、令和6年度実績は、目標の3,000 tを下回る2,483 tとなっています。

## 〔最終処分量の目標達成状況〕



## 2 前計画の施策の実施状況

### (1) 減量化・資源化計画

施策の概要	実施内容
① 環境イベントやメディア等を利用して4Rを普及啓発します。また、広く啓発する方法等について検討します。	環境SDGs おおがき未来創造フェスティバルにブースを設置し、資源化の推進啓発を行いました。
② 小中学校と連携して、ごみに関する環境学習の場を提供します。	市内小学校4年生の児童を対象としたクリーンセンターの施設見学会や出前講座等でごみに関する環境学習を実施しました。
③ 出前講座等を継続的に開催します。	市内自治会や市民団体等にごみ分別出前講座を実施しました。
④ 家庭から排出されるもえるごみの中に多く含まれている「雑がみ」の資源化に努めます。	雑がみの分別チラシを更新し、広報おおがきや市ホームページで啓発しました。
⑤ 資源分別回収の奨励、ダンボールコンポストや生ごみ処理機等の購入を補助します。	資源分別回収事業奨励金を継続して行いました。補助対象の生ごみ処理容器等の種類を拡充し、申請方法を簡素化し申請しやすく整備しました。
⑥ 剪定枝粉碎機貸出事業を、継続的に実施します。	草木のたい肥化を希望する市民へ貸出事業を継続実施しました。
⑦ 奨励金や報償金制度の見直しを検討します。	自治会や各団体へ交付する資源回収奨励金を検証しました。
⑧ 事業者から提出された「一般廃棄物減量計画書」や「一般ごみ排出調査票」を精査し、継続的にごみ減量化、資源化や適正処理の指導を実施します。	事業者に調査依頼し、前年と比べ、計画内容に著しい変化があった場合には、調査、指導しました。

施策の概要	実施内容
⑨ 主に市施設から回収している廃食用油の再生利用事業を継続実施するとともに、一般家庭の廃食用油の回収を検討します。	家庭から排出される廃食用油の拠点回収をクリーンセンター、上石津地域事務所において実施しました。
⑩ 草木の資源化方法について、調査・研究を行います。	堤防の刈草等をクリーンセンターへ搬入し、草木のたい肥化による資源化を実施しました。
⑪ 地域事務所等で実施している資源ごみの拠点回収について、継続します。	地域事務所等で拠点回収している資源ごみの項目に「プラスチック使用製品廃棄物」を追加しました。
⑫ 家庭から排出されるもえるごみの、ごみ質を分析し、資源化など適正処理を啓発します。	家庭系ごみの組成分析(18組成)を実施し、排出状況を調査し、市民への啓発に活用しました。
⑬ 食品ロス削減のため、県等の食べ切りネット運動と協力し啓発していきます。	研修等に参加し、ホームページ等で啓発を行いました。
⑭ 窓口書類の申請や大型ごみの予約システムを構築し、ペーパーレス化を推進します。	窓口書類の申請や大型ごみの予約システムを構築するなどペーパーレス化を図りました。
⑮ 生ごみのもうひと搾り運動を啓発します。	出前講座やイベント時に周知・啓発を実施しました。

(2) 廃棄物の適正処理

施策の概要	実施内容
① ごみ処理制度の見直しを進めます。	有料ごみ袋制度を導入しました。
② クリーンセンターに搬入される事業系もえるごみの適正な処理手数料について調査・研究します。	他市町の公表資料などで、調査・研究しました。
③ 許可業者が搬入する事業系ごみを確認する展開検査を行い、不適切な排出事業者には個別指導を実施します。	許可業者が搬入する事業系ごみを確認する展開検査を行い、不適正な排出事業者には個別指導を実施しました。
④ 事業系ごみのガイドラインを事業所指導時に配布し、活用します。	事業所指導時に事業系ごみの分別パンフレットを配布しました。
⑤ 上石津一般廃棄物最終処分場の「がれき類」受け入れについて、産業廃棄物等の不適正搬入防止策を継続します。	搬入許可申請時や処分場において、搬入物の確認を行い、分別指導を実施しました。
⑥ 収集運搬経路の確認、交通法規の順守など安全に配慮し、収集運搬体制の効率化に向け研究します。	委託業者や許可業者と収集運搬体制の効率化について情報共有と意見交換を実施しました。
⑦ 計画的かつ効果的な修繕や更新を実施することで、クリーンセンターの長寿命化を図ります。	令和9年度からクリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施できるように取り組みました。
⑧ 一般廃棄物最終処分場（荒川町）の延命化を図るため、引き続き焼却残渣の資源化等を推進し、埋立処分量の減量に努めるとともに、新たな最終処分場の設置に向けた検討を進めます。	令和5年度より再生処理業者を4社から5社に増やし、リスク分散及び埋立処分量の減量に努めました。
⑨ 衛生パトロールについて、不法投棄を抑制するため継続的にパトロールを実施します。	衛生パトロール車による不法投棄物等の回収を実施するとともに、常時市内を巡回して不法投棄の防止パトロールを実施しました。
⑩ ごみステーションでの金属類等の資源物を持ち去る行為について、地域住民と協力して対応します。	市民と協働し、早朝に集積所の確認を行いました。

施策の概要	実施内容
⑪ ごみステーションへの排出が困難なひとり暮らしの高齢者等を対象にした収集体制を検討します。	戸別収集による支援、福祉サービスの一環としての支援について調査・研究を進めました。
⑫ 環境負荷の低減を図るため、引き続きごみ発電等によるエネルギーの有効利用を推進します。	施設の安定稼働に努め、バイオマスエネルギーによりエネルギーの有効活用を図りました。
⑬ 災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集運搬体制や処理体制の整備に努めます。	県の計画改定に合わせて災害廃棄物処理計画を改定しました。

### 3 ごみ排出抑制及び資源化の推進の状況

#### (1) 取り組み方針としての4Rの推進

循環型社会の実現に向け、ごみを減らすためのさまざまな取り組みとして、岐阜県は「3R運動」を推奨していますが、本市では3Rに1R（リフューズ）を加え「4R運動」を推奨しています。

4Rは、優先度の高い、ステップ1からステップ4までの順に継続的に行動することが大切です。

#### 〔4R運動と具体的な取り組み〕

4R運動の優先順位	具体的取り組み
ステップ1 Refuse（リフューズ） ごみになる物を断ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰包装を断る</li> <li>・ マイバッグを活用して、レジ袋を断る</li> <li>・ 使い捨てとなる割りばしや紙コップは使用を控え、「マイはし」や「マイカップ」を利用する</li> <li>・ 試供品など無料で配布している物でも、本当に必要かどうか、もらう前に考える</li> </ul>
ステップ2 Reduce（リデュース） ごみになる物を減らそう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイボトルを活用して、ペットボトルや缶入り飲料の利用を減らす</li> <li>・ 食材を買いすぎない</li> <li>・ 生ごみの減量をする（使い切り、食べきり、水切り）</li> <li>・ 詰め替えできる商品を選ぶ</li> <li>・ 買い物する前に本当に必要なものか考えて買う</li> </ul>
ステップ3 Reuse（リユース） 繰り返し使おう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修理するなど手を加え、長く大切に使う</li> <li>・ 何度でも洗って使えるリターナブル容器に入った商品を選ぶ</li> <li>・ 使わなくなった物は必要としている人に譲る</li> <li>・ インターネットやリユースショップを活用する</li> <li>・ フードドライブに参加する</li> </ul>
ステップ4 Recycle（リサイクル） 再資源化しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正しく分別し、資源回収へ出す</li> <li>・ リサイクルに積極的な店舗を利用する</li> <li>・ リサイクル商品など環境に優しい品物を選ぶ</li> <li>・ 草木や生ごみのたい肥化を進める</li> </ul>

## (2) 具体的な取り組み事例

市民や事業者、行政が一体となって4Rを推進するため、各種イベントや出前講座等を通じて啓発活動を行ったほか、環境SDGs おおがき未来創造フェスティバル等でごみ減量化行動を支援しました。

### ① リフューズ（断る）

#### 1) 全国でレジ袋の有料化がスタート

本市では、平成20年3月から、スーパーやドラッグストアなどの登録店舗でレジ袋の有料化が始まりました。

令和2年7月からは、全国でレジ袋の有料化がスタートしたことにより、再度、生活を見直すきっかけとして、マイバッグだけでなく、マイ箸やマイボトルなどを持参し、不要なものは「断る」ことを推進しています。

### ② リデュース（減らす）

#### 1) 有料指定ごみ袋制度による排出抑制

令和5年1月から、ごみの減量化を進めるため、もえるごみ及びもえないごみを対象に有料指定ごみ袋制度を導入しています。

出前講座やイベント時に、生ごみの水切りを徹底するため、生ごみのもうひと搾り運動や生ごみ処理機、生ごみ処理容器やダンボールコンポストの利用について周知・啓発しています。

### ③ リユース（再使用する）

#### 1) インターネットやリサイクルショップ等の活用

集められた大型ごみの中からまだ使えるものを厳選し、再利用できるものを「メルカリ」「ジモティ」等で販売しています。

また、まだ使えるものは、捨てずにリユースしてもらうため、市内のリユースショップ（中古品を取り扱う店舗）情報などをホームページで紹介しています。

④ リサイクル（再生する）

1) 環境行動に伴うポイントの付与

地域経済の活性化や市民生活の利便性向上を図るため、令和6年度に市独自のスマートフォンアプリ「ガキペイ」を導入し、大垣市版デジタル地域通貨の運用を進めています。

生ごみのたい肥化など市民の環境行動を促進するため、身近な環境イベントへの参加や資源循環の取り組みなどを行った方に、「ガキペイポイント」を付与しています。

貯めたガキペイポイントは、市内のガキペイ加盟店にて使用することができます。

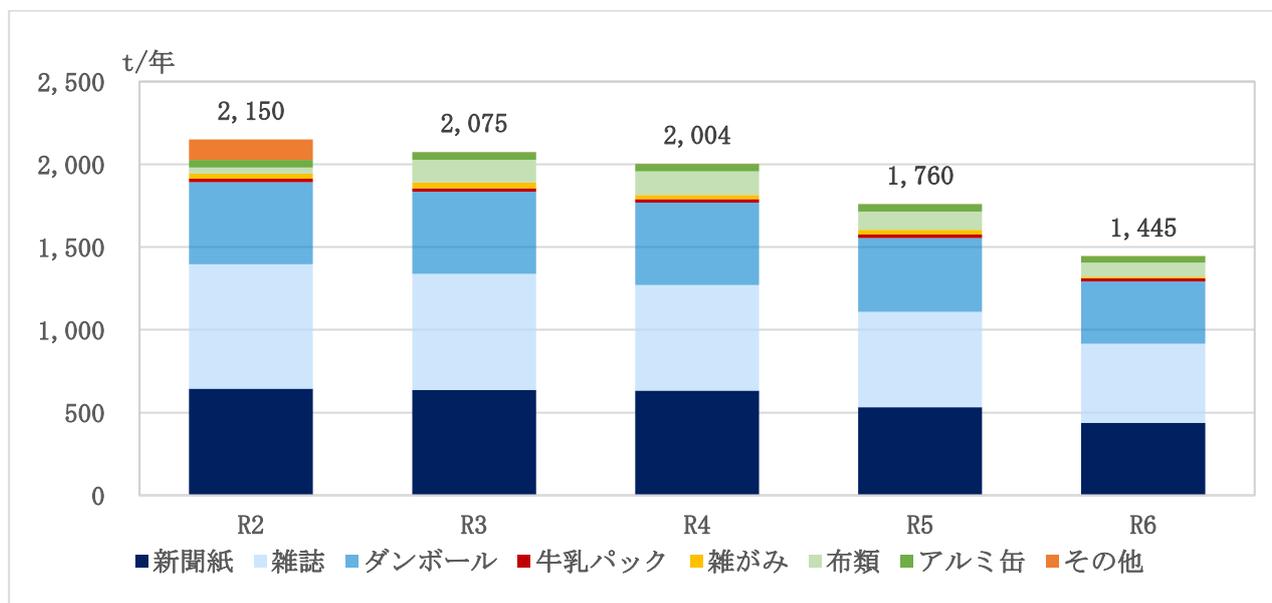
環境行動	付与ポイント
「生ごみたい肥化コンポスト講座」参加	100pt
「清掃活動等の環境活動」参加	100pt
「環境イベント」参加	100pt

2) 資源分別回収への奨励金制度

資源の有効利用及び市民のごみに対する意識の高揚を図ることを目的に、自治会やPTA等が行う資源分別回収に対し、奨励金を交付しています。

近年は民間の資源回収拠点の活用などにより、地域の資源分別回収量は減少傾向にあります。

〔資源分別回収量実績の推移〕

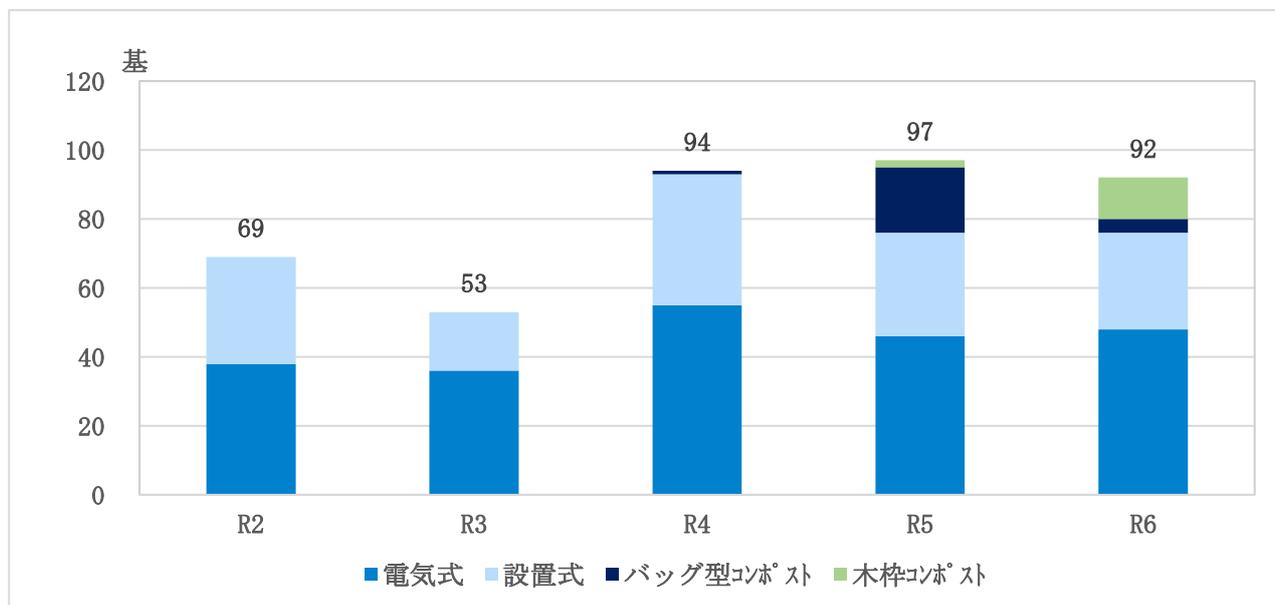


### 3) 生ごみのたい肥化への支援

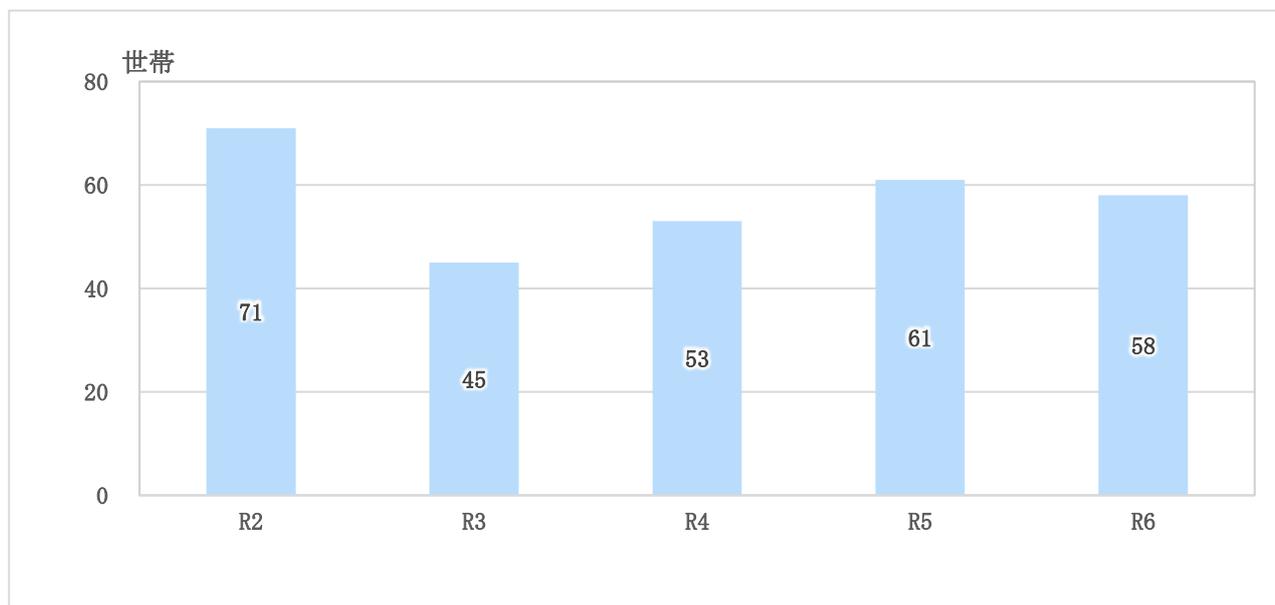
家庭における生ごみや草木等のたい肥化を支援するため、コンポストの購入費補助制度やごみ減量講座などを実施しています。

生ごみ処理容器等の補助実績は、令和4年度に増加し、ダンボールコンポストの普及実績は、ばらつきがあるものの概ね55件程度で推移しています。

#### 〔生ごみ処理容器等購入補助実績の推移〕



#### 〔ダンボールコンポスト新規申請世帯数の推移〕



#### 4) 地域の資源回収拠点（リスト・マップ）

資源物をいつでも排出できる市及び民間（搬出先が確認できた拠点に限る）の資源回収拠点について、リスト及びマップをホームページに掲載しています。令和7年3月末時点の掲載地点数は35箇所です。

##### 〔大垣市資源回収拠点マップ〕



資料：大垣市ホームページ

## 第2節 生活排水処理基本計画

### 1 前計画の目標

前計画で定めた目標の達成状況は、以下のとおりです。

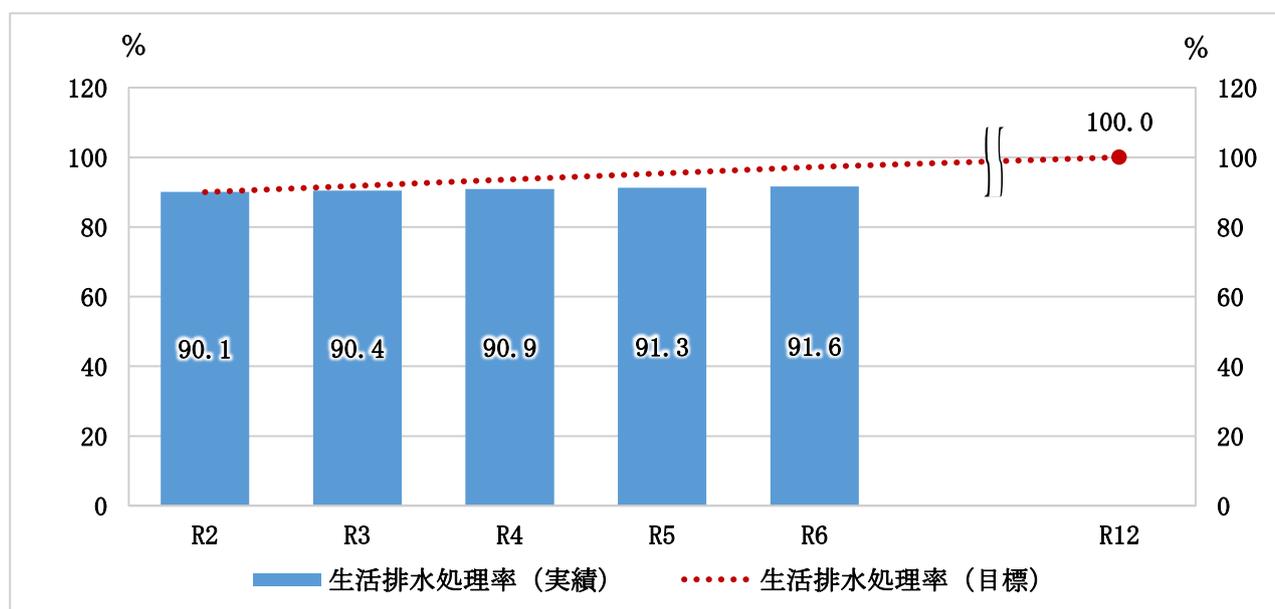
#### 〔前計画の目標値と実績〕

項目	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
生活排水処理率（％）	91.6	100

#### (1) 生活排水処理率

生活排水処理率は、年々微増しているものの、令和6年度実績は、91.6%となっています。

#### 〔生活排水処理率の目標達成状況〕



## 2 前計画の施策の実施状況

### (1) 資源化の推進

施策の概要	実施内容
① し尿処理工程から排出された汚泥などの資源化を進めます。	大垣衛生センターで処理した汚泥を、最終処理委託先においてセメント材などへの資源化に努めました。
② し渣の焼却処理、処理汚泥の資源化を進めます。	大垣衛生センターで処理した汚泥を、最終処理委託先においてセメント材などへ資源化し、最終処分量の削減に努めました。

### (2) 廃棄物の適正処理

施策の概要	実施内容
① 現在の許可制度による適正な収集運搬体制を維持します。	2年ごとの許可の更新にあたり、許可業者に対して収集能力や経営基盤の審査を行い、適正な収集運搬体制の維持に努めました。
② 下水道処理区域内の住宅に対し接続を誘導します。	下水道管の布設工事に先立って自治会ごとに説明会を実施し、供用開始後3年を目途に、未接続家庭に対し文書や訪問による普及促進を実施しました。
③ 単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を誘導します。	広報おおがきや市ホームページにより啓発活動を行い、補助対象となる合併処理浄化槽設置に対し、補助金を交付しました。
④ 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び検査の啓発活動を指導権限のある県や関係業者と連携して行います。	広報おおがきや市ホームページ等を活用し、浄化槽の適正な管理の啓発に努めました。
⑤ 広報おおがきなどにより、合併処理浄化槽への転換や下水道への接続の普及啓発を行います。	広報おおがきや市ホームページ、チラシを活用し、啓発に努めました。
⑥ 関係機関との調整を図ります。	国及び本市の生活排水関連計画との整合性を図り、調整に努めました。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 ごみ処理区分の定義

この計画では、市民及び事業者等によって排出されるすべての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

ごみ発生量から潜在ごみを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

潜在ごみのうち、民間事業者による古紙等の資源回収の実態は、アンケートを通して把握できますが、生ごみたい肥化等の自家処理や事業者の独自処理などは数値把握が困難なものとなります。

次に、「ごみ総排出量」から、自治会やPTAなどが行う資源分別回収によって回収された資源ごみ量を除いたものを「ごみ排出量」とし、「ごみ総排出量」から事業所や公共施設が排出した事業系ごみを除いたものを生活系ごみとします。

また、「ごみ排出量」から、資源ごみと事業系ごみを除いた、処理・処分が必要な「もえるごみ」、「もえないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」を家庭系ごみとします。

#### 〔ごみ処理区分の定義〕

	潜在ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者による資源回収（アンケート実施）</li> <li>・生ごみたい肥化等の自家処理や事業者の独自処理（数値把握が困難なもの）</li> </ul>
	生活系ごみ	資源回収 古紙拠点回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収や古紙拠点回収により集められる資源ごみ</li> </ul>
		資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から排出される本市が集める資源ごみ</li> </ul>
	家庭系ごみ	もえるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から排出される資源ごみ以外の処理・処分が必要なごみ</li> </ul>
		もえないごみ 大型ごみ 有害ごみ	
事業系ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所から排出されるごみ</li> </ul>	

## 2 分別区分

本市が収集・回収する生活系ごみの分別区分は、以下のとおりです。

### 〔分別区分〕

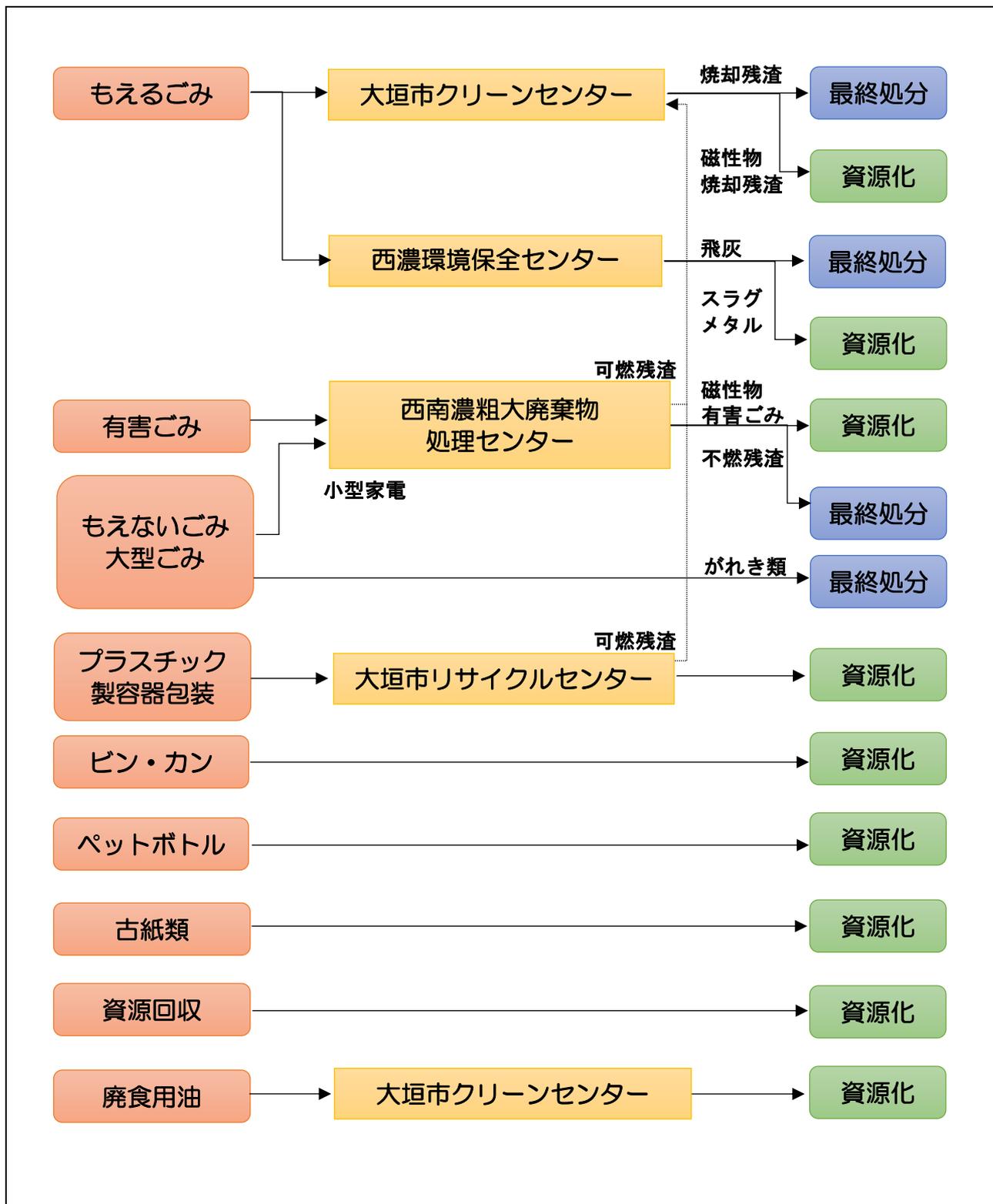
分別区分	種類
生活系ごみ	
家庭系ごみ	
もえるごみ	<p>生ごみ、プラスチック・ビニール類、革製品、靴、ゴム製品、布団、毛布、敷物、草木など</p> <p>※ 市長が指定する可燃ごみ用処理袋大、小及び極小に入れて出すこと</p> <p>※ 1辺30cm以内の大きさにすること</p>
もえないごみ	<p>小型の家電製品、ガラス類、陶磁器類、1辺が30cmを超えるプラスチック類、金属類など</p> <p>※ 市長が指定する不燃ごみ用処理袋大及び小に入れて出すこと</p> <p>※ スプレー缶、カセットボンベ、ライター、モバイルバッテリー等は、発火性もえないごみとして袋に入れずに出すこと</p> <p>※ 割れたガラス類や陶磁器類及び刃物類については、他のもえないごみとは区別し、適切に処理をした上で出すこと</p>
大型ごみ	<p>家具、家庭電化製品、自転車など</p> <p>※ 「大型ごみ処理券」を貼り付けて出すこと</p>
有害ごみ	<p>蛍光灯・電球型蛍光灯、水銀の体温計、乾電池など</p> <p>※ 袋に入れずに出すこと</p>

分別区分	種類
資源ごみ ビン カン ペットボトル プラスチック 製容器包装	無色のビン、茶色のビン、その他の色のビン ※ 洗ってからキャップやふた、ノズルなどを取って出すこと ※ 袋に入れずに出すこと ※ 乳白色のビン（軟膏のビンなど）、農薬が入っていたビン、ガラス類、陶磁器類やコップはもえないごみに出すこと 飲食類で使用されたカン ※ 中身は空にし、袋に入れずに出すこと ※ 縦、横、高さの合計が75cmまで ※ 一斗缶、スプレー缶、灯油やペンキの缶はもえないごみに出すこと  マークがついたもの ※ 洗ってから袋に入れずに出すこと ※ キャップはボトル・カップ・トレイ類へ  マークがついた、ボトル・カップ・トレイ（パック）類 ※ 洗ってから袋に入れずに出すこと ※ 汚れが落ちないもの、アルミ製容器、ペットボトルは対象外
資源回収	紙類（新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールなど）、紙パック（牛乳やジュースなど）、繊維類（衣類、カーテンなど）、アルミ缶

### 3 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、以下のとおりです。

〔本市のごみ処理フロー〕



## 4 収集運搬体制

本市のごみの収集・運搬体制は、以下のとおりです。

## 〔収集・運搬体制〕

項目	収集形態	収集頻度	収集方法
もえるごみ	直営・委託	週2回	ステーション
もえないごみ		月1回	
大型ごみ	直営	予約制	戸別回収
有害ごみ	直営・委託	月1回	ステーション
資源ごみ			
ビン	直営・委託	月1回	ステーション
カン	委託		
ペットボトル	委託		
プラスチック製容器包装	直営・委託	月2回	
小型家電	直営	随時	ステーション 拠点回収
古紙類	直営		拠点回収
廃食用油	直営・委託		

## 5 中間処理の方法

本市のごみの中間処理の方法は、以下のとおりです。

### 〔中間処理の方法〕

項目	処理施設	処理方法
もえるごみ	クリーンセンター	焼却処理
	西濃環境保全センター	
もえないごみ	西南濃粗大廃棄物処理センター	破砕、選別後に、可燃残渣、有価物、不燃残渣に分類し、それぞれ焼却処理、資源化、埋め立て処分
大型ごみ		
有害ごみ		資源再生業者へ引き渡し
資源ごみ		
ビン・カン	－	収集後、資源再生業者へ引き渡し
ペットボトル		減容処理後、資源再生業者へ引き渡し
プラスチック製容器包装	リサイクルセンター	選別、圧縮処理後に、成型品、可燃物、不燃物、有価物※に分類。成型品及び有価物は資源再生業者に引き渡し、可燃物はクリーンセンターで焼却処理、不燃物は西南濃粗大廃棄物処理センターで処理
小型家電	西南濃粗大廃棄物処理センター	もえないごみの中から抜き出し、西南濃粗大廃棄物処理センターに搬入し、処理又は資源再生業者へ引き渡し
古紙類	－	資源再生業者へ引き渡し
廃食用油	クリーンセンター	資源再生業者へ引き渡し

※ 有価物：混入したビン、カン、ペットボトル

## 6 中間処理施設

本市の一般廃棄物を処理している中間処理施設は、以下のとおりです。

### 〔中間処理施設〕

施設名	施設規模	処理方式・処理方法
大垣市クリーンセンター	240 t / 日 (80 t / 24 h × 3 炉)	流動床式焼却炉
大垣市リサイクルセンター	3.7 t / 5 h	選別・圧縮梱包
西濃環境保全センター	270 t / 日 (90 t / 24 h × 3 炉)	① 流動床式焼却炉 (90 t / 日 × 2 炉) ② ガス化高温溶融一体型直接溶融炉 (90 t / 日 × 1 炉)
西南濃粗大廃棄物処理センター	70 t / 5 h	破碎処理、機械選別、手選別

## 7 最終処分場

本市は、焼却残渣を埋め立てる大垣市荒川町一般廃棄物最終処分場と、がれき類を埋め立てる大垣市上石津町上多良一般廃棄物最終処分場等を所有しています。

クリーンセンターから排出される焼却残渣は、大垣市荒川町一般廃棄物最終処分場での埋立処分と外部委託による資源化を行っています。

西南濃粗大廃棄物処理組合は、排出される不燃物（破碎残渣）を、組合の所有する最終処分場（養老町）で埋立処分しています。

西濃環境整備組合は、焼却飛灰や不燃物を組合の所有する最終処分場（大野町）で埋立処分しています。

### 〔一般廃棄物最終処分場の概要〕

施設名	埋立対象物	埋立期間
大垣市荒川町一般廃棄物最終処分場	焼却残渣	平成4年12月～令和14年3月
大垣市草道島町一般廃棄物最終処分場	残土	昭和62年3月～令和34年3月
大垣市上石津町上多良一般廃棄物最終処分場	コンクリート、ブロック、石、瓦、レンガ等	平成15年2月～令和33年3月
大垣市墨俣町一般廃棄物最終処分場	ブロック、コンクリート破片、レンガ、瓦、壁土	平成6年4月～令和34年3月
西南濃粗大廃棄物処理センター一般廃棄物最終処分場	不燃物（破碎残渣）	平成6年10月～令和22年3月
西濃環境整備組合一般廃棄物最終処分場	焼却飛灰、不燃物	平成28年4月～令和13年3月

## 第2節 ごみ処理の実績

### 1 ごみ処理の実績

#### (1) 本市における過去5年間のごみ処理の実績

ごみ処理の実績は、以下のほか、「第2章 前計画の実績」に示すとおりです。

#### 〔本市におけるごみ処理の実績〕

項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間日数（日）	365	365	365	366	365
処理区域内人口（人）	160,485	159,359	158,676	157,489	156,488
1人1日当たりごみ総排出量 （g/人・日）	880	883	911	854	852
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 （g/人・日）	478	466	482	419	420
最終処分量（t/年）	2,079	2,234	2,435	2,359	2,483
ごみ総排出量（t/年）	51,557	51,356	52,775	49,227	48,664
生活系ごみ	30,014	29,107	29,848	26,030	25,812
もえるごみ	25,137	24,553	24,857	22,163	21,944
もえないごみ	2,566	2,277	2,762	1,713	1,780
有害ごみ	68	70	68	60	63
大型ごみ	217	234	238	233	229
資源ごみ	2,026	1,973	1,923	1,861	1,796
空きビン	850	798	758	711	659
無色	378	353	337	319	291
茶色	300	289	283	259	247
その他	172	156	138	133	121
空きカン	227	214	205	192	179
ペットボトル	354	361	362	352	354
プラスチック製容器包装	535	546	542	547	539
小型家電	45	39	41	41	49
廃食用油	15	15	15	18	16

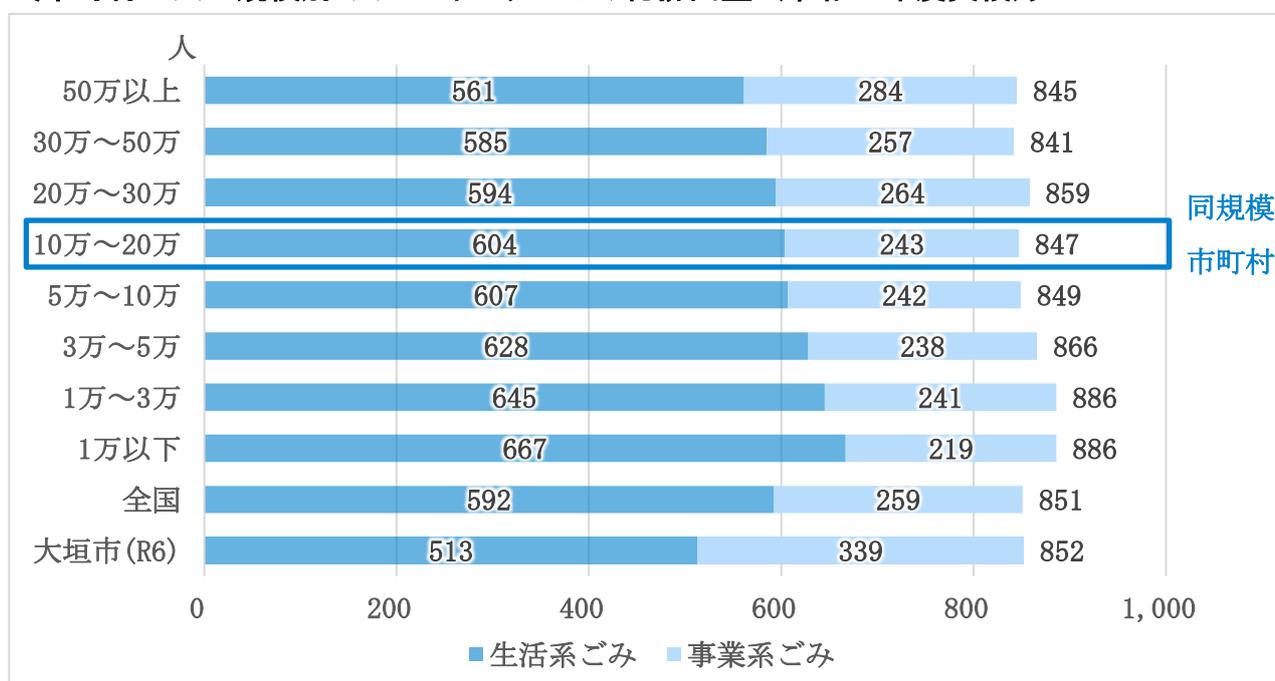
項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
事業系ごみ (t/年)	17,975	18,700	19,051	19,510	19,379
もえるごみ	17,247	17,948	18,224	18,733	18,602
もえないごみ	618	647	718	660	678
資源ごみ	110	105	109	117	99
ビン	21	21	22	22	22
カン	59	52	52	61	47
ペットボトル	27	29	27	26	24
ちゅう芥類	3	3	8	8	6
がれき類 (t/年)	1,395	1,451	1,850	1,906	2,007
上石津最終処分場	1,338	1,352	1,739	1,772	1,840
草道島最終処分場	57	99	111	134	164
墨俣最終処分場	0	0	0	0	3
集団回収量 (t/年)	2,150	2,075	2,004	1,760	1,445
古紙類	1,945	1,890	1,815	1,604	1,321
新聞紙	643	635	631	533	437
雑誌	753	703	639	577	479
ダンボール	497	496	498	444	378
チラシ	0	0	0	0	0
牛乳パック	20	21	22	21	19
雑がみ	32	35	25	29	8
布類	122	137	142	111	85
アルミ缶	48	46	46	43	38
その他	35	2	1	2	1
拠点回収 (t/年)	23	23	22	21	21
新聞紙	2	2	2	2	2
雑誌	10	10	9	8	10
ダンボール	11	11	11	11	9
チラシ	0	0	0	0	0
牛乳パック	0	0	0	0	0

## (2) 1人1日当たりのごみ総排出量の比較

本市の令和6年度における1人1日当たりのごみ総排出量は、852 g/人・日となっており、同規模市町村（人口10万～20万人）における1人1日当たりのごみ総排出量（847 g/人・日：令和5年度実績）と比較すると、ほぼ同等です。

生活系ごみの排出量は、513 g/人・日で、同規模市町村の排出量604 g/人・日と比較すると低くなっていますが、事業系ごみの排出量は、339 g/人・日で、同規模市町村の排出量243 g/人・日と比較すると高くなっています。

〔市町村の人口規模別1人1日当たりのごみ総排出量（令和5年度実績）〕



※ 生活系ごみ＝家庭系ごみ量＋資源ごみ量＋集団回収量＋拠点回収量

出典：「日本の廃棄物処理・令和5年度版」（環境省・令和7年3月）

## (3) もえるごみの組成

クリーンセンターに搬入されたもえるごみのごみ質の調査結果（乾燥重量）をもとに推計した湿重量では、ちゅう芥類（生ごみ）が54.5%と最も多く、次いで紙・布類が24.3%、ビニール・合成樹脂類が14.5%となっています。

〔ごみ質の調査結果（乾燥重量）〕 (％)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
紙・布類	49.3	42.3	43.3	39.2	41.9	43.2
ビニール類・合成樹脂類	26.3	24.5	28.7	28.1	30.0	27.5
木・竹・わら類	4.1	7.0	5.9	5.0	5.3	5.5
ちゅう芥類（生ごみ）	17.6	23.6	19.2	23.4	20.8	20.9
不燃物	1.8	1.4	1.3	2.3	0.8	1.5
その他	0.9	1.2	1.6	2.0	1.2	1.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：クリーンセンター

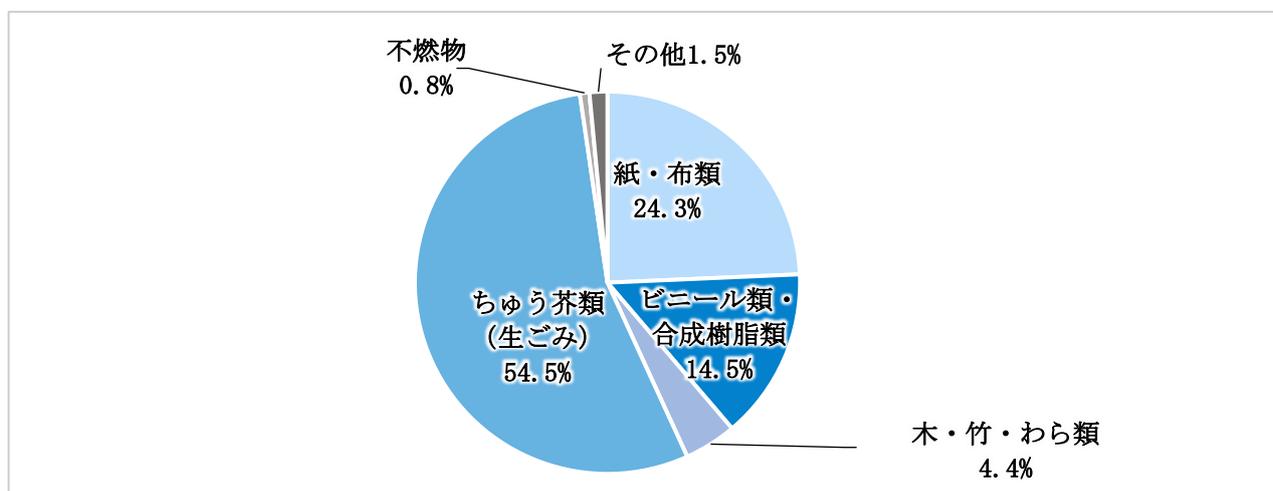
〔湿重量の推計〕 (％)

項目	乾物組成% A	固有水分% (参考) B	湿重量 C*	湿重量% D = C ÷ C合計
紙・布類	43.2	7	46.5	24.3
ビニール類・合成樹脂類	27.5	1	27.8	14.5
木・竹・わら類	5.5	35	8.5	4.4
ちゅう芥類（生ごみ）	20.9	80	104.5	54.5
不燃物	1.5	5	1.6	0.8
その他	1.4	50	2.8	1.5
合計	100.0	—	191.7	100.0

参考：生ごみ資源化の調査結果（平成22年度報告書 九州地方環境事務所）

※：C = A ÷ ((100 - B) ÷ 100)

〔湿重量の推計〕



## (4) 家庭系ごみ及び事業系ごみ別のごみ質

本市における過去5年間の家庭系ごみ及び事業系ごみ別のごみ質分析結果（乾燥重量）は、以下に示すとおりです。年度により増減はあるものの、過去5年間の平均値では紙類が最も多くなっています。

事業系ごみの特徴として、家庭系ごみでは混入が少ない新聞紙、雑誌類などの古紙類、その他紙製容器包装の資源物の混入率が高くなっています。その一方、事業系ごみは、ちゅう芥類が少なく、木・竹類が多くなっています。

## 〔家庭系ごみのごみ質分析結果〕

項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	平均
紙類	34.3	49.2	33.7	24.7	35.8	35.5
新聞紙	0.1未満	2.0	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.5
雑誌類	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
段ボール	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.3	0.3
紙パック	1.5	3.9	3.1	0.1未満	4.4	2.6
コピー用紙等事務系用紙	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
その他紙製容器包装	0.1未満	1.6	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.4
布類	0.1未満	2.3	1.8	15.1	7.1	5.3
ビニール類	22.6	26.1	17.6	35.4	17.3	23.8
ペットボトル	1.6	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.9	0.6
ラップ、シート	1.5	1.8	1.5	2.6	0.1未満	1.5
ボトル	0.1未満	0.1未満	9.4	0.4	5.1	3.0
カップ	2.4	2.3	0.2	2.3	0.3	1.5
トレイ等	1.2	0.1未満	1.2	1.2	3.7	1.5
汚れが取れないもの	0.1未満	0.1未満	1.6	5.3	0.1	1.4
木・竹類	2.1	3.8	1.6	1.5	4.5	2.7
ちゅう芥類	32.8	7.0	28.2	9.8	19.4	19.4
不燃物類	0.1未満	0.1未満	0.1	1.7	0.1	0.4

※平均値は、定量下限値未満の数値は定量下限値として扱い、計算しました。

資料：大垣市

【事業系ごみのごみ質分析結果】

項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	平均
紙類	18.9	48.9	27.1	12.3	29.1	27.3
新聞紙	0.1未満	12.7	7.0	0.4	0.1未満	4.1
雑誌類	30.9	11.2	0.1未満	14.5	4.1	12.2
段ボール	7.3	0.1未満	0.3	0.6	9.3	3.5
紙パック	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
コピー用紙等事務系 用紙	0.4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2
その他紙製容器包装	11.4	18.8	1.6	0.1未満	0.1未満	6.4
布類	13.0	0.1未満	6.4	6.6	2.4	5.7
ビニール類	16.8	4.3	29.8	39.3	15.9	21.2
ペットボトル	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2.0	0.1未満	0.5
ラップ、シート	0.1未満	0.1未満	2.4	0.1未満	0.1未満	0.6
ボトル	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5.3	0.1未満	1.1
カップ	0.1未満	0.7	2.6	0.3	0.1未満	0.8
トレイ等	0.1未満	1.7	3.8	1.7	0.8	1.6
汚れが取れないもの	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
木・竹類	0.8	0.1未満	4.4	14.6	33.3	10.6
ちゅう芥類	0.5	1.6	14.2	0.9	4.5	4.3
不燃物類	0.1未満	0.2	0.4	1.4	0.6	0.5

※平均値は、定量下限値未満の数値は定量下限値として扱い、計算しました。

資料：大垣市

### 3 中間処理施設の実績

#### (1) クリーンセンターの稼働実績

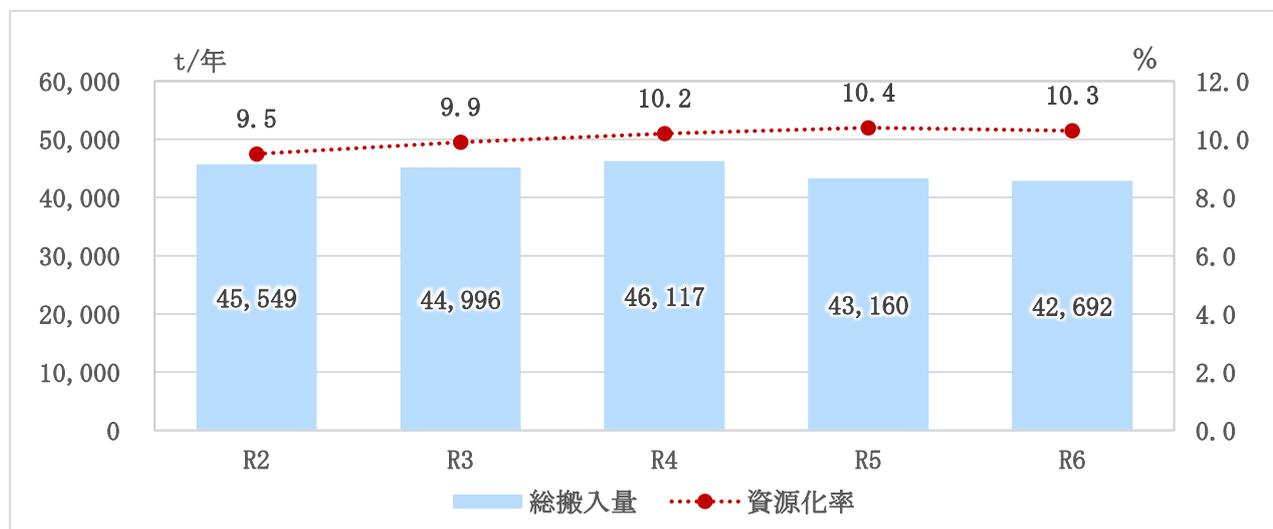
クリーンセンターの稼働実績は、以下のとおりです。

令和5年1月からのごみ袋有料化の実施により、令和5年度から総搬入量が減少しています。焼却残渣は、再生処理業者を4社から5社に増やし、リスク分散及び埋立処分量の減量に努めました。また、焼却の熱を利用して発電を行っており、焼却施設で使用する電力をまかなうとともに、余剰電力の売電を行っています。

#### 〔クリーンセンターの稼働実績〕

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総搬入量 (t)	45,549	44,996	46,117	43,160	42,692
焼却残渣排出量 (t)	4,647	4,736	4,766	4,520	4,433
資源化量	4,345	4,436	4,715	4,479	4,383
最終処分量	302	300	51	41	50
磁性物排出量 (t)	72	64	54	65	47
資源化率 (%)	9.5	9.9	10.2	10.4	10.3
最終処分率 (%)	0.7	0.7	0.1	0.1	0.1
電気使用量 (MWh)	6,258	6,246	6,184	6,138	5,944
発電量 (MWh)	8,118	8,222	7,929	7,358	7,198
売電量 (MWh)	2,114	2,200	2,015	1,671	1,679

#### 〔クリーンセンターの稼働実績の推移〕



(2) リサイクルセンターの稼働実績

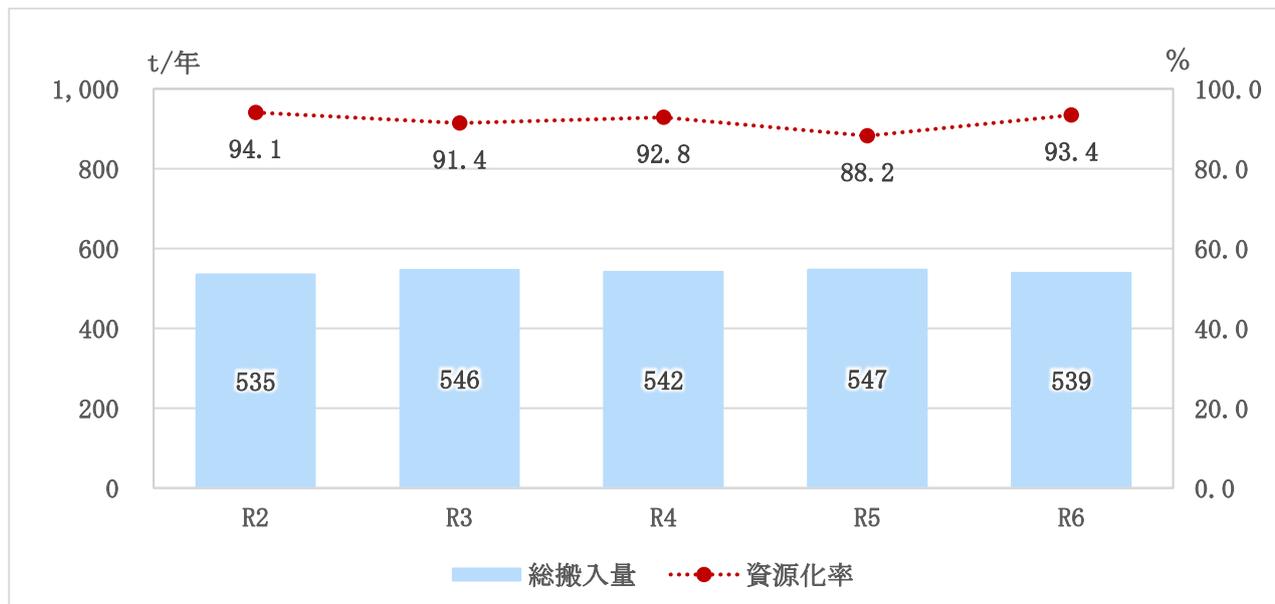
リサイクルセンターの稼働実績は、以下のとおりです。  
搬入量及び資源化率は、ほぼ横ばいに推移しています。

〔リサイクルセンターの稼働実績〕

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総搬入量 (t)	534.78	546.18	541.55	547.07	539.35
成型品搬出量 (t)	503.07	499.18	502.73	482.63	503.72
可燃物排出量 (t)	27.69	28.61	31.00	30.74	30.17
不燃物排出量 (t)	0.34	0.33	0.39	0.37	0.37
有価物排出量 (t)	2.54	3.21	3.59	4.14	4.86
資源化率 (%)	94.1	91.4	92.8	88.2	93.4
混入率 (%)	5.7	5.9	6.5	6.4	6.6

※ 有価物排出量は、混入したペットボトルです。

〔リサイクルセンターの稼働実績の推移〕



### (3) 西濃環境保全センターの稼働実績

西濃環境保全センターは3市7町によって構成された西濃環境整備組合が運営するごみ処理施設です。

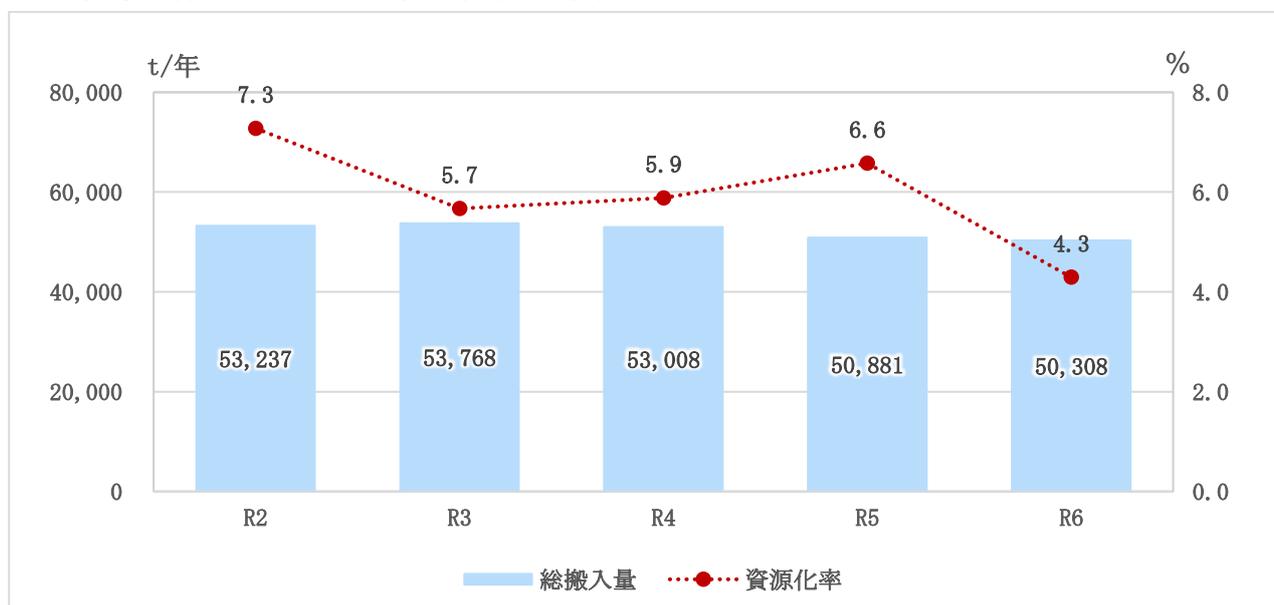
西濃環境保全センターでは、ガス化溶融炉により焼却残渣のスラグ化及びメタルの回収を行っています。

また、焼却に伴うエネルギーを回収し、併設する温水プール「ゆ〜みんぐ」に温水を供給するなど、余熱利用によるサーマルリサイクル（エネルギー回収）を行っています。

#### 〔西濃環境保全センターの稼働実績〕

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総搬入量 (t)	53,237	53,768	53,008	50,881	50,308
(大垣市搬入量) (t)	4,038	4,741	4,298	4,138	4,270
スラグ排出量 (t)	3,462	2,687	2,780	3,010	1,951
メタル排出量 (t)	413	361	339	337	209
焼却飛灰量 (t)	1,756	2,141	1,869	1,635	1,956
資源化率 (%)	7.3	5.7	5.9	6.6	4.3
最終処分率 (%)	3.3	4.0	3.5	3.2	3.9
電気使用量 (MWh)	14,677	14,501	13,652	13,641	13,170

#### 〔西濃環境保全センターの稼働実績の推移〕



#### (4) 西南濃粗大廃棄物処理センターの稼働実績

西南濃粗大廃棄物処理センターは2市6町で構成された西南濃粗大廃棄物処理組合が運営するごみ処理施設です。

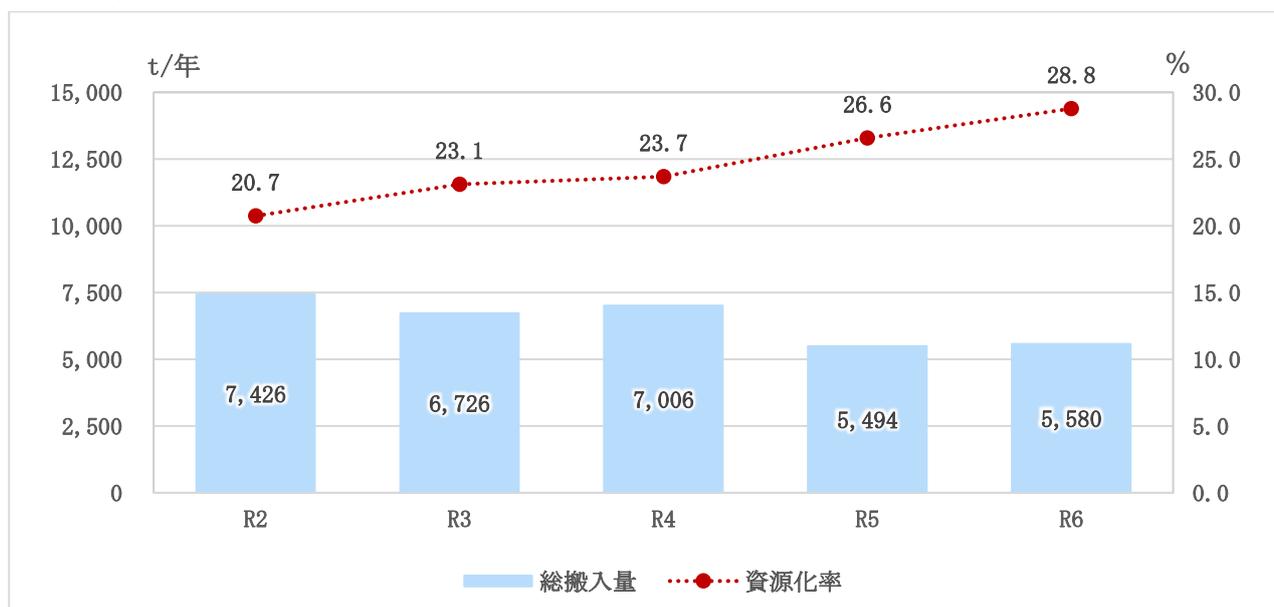
西南濃粗大廃棄物処理センターにおけるもえないごみ及び大型ごみの中間処理の実績は、以下のとおりです。

令和5年度より本市の搬入量が減少しているため、総搬入量も減少しています。

##### 〔西南濃粗大廃棄物処理センターの稼働実績〕

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総搬入量 (t)	7,426	6,726	7,006	5,494	5,580
(大垣市搬入量) (t)	3,469	3,228	3,785	2,666	2,751
可燃物排出量 (t)	5,347	4,645	4,791	3,644	3,582
資源物排出量 (t)	1,540	1,554	1,659	1,460	1,605
不燃物排出量 (t)	539	527	556	390	392
可燃物の割合 (%)	72.0	69.1	68.4	66.3	64.2
資源化率 (%)	20.7	23.1	23.7	26.6	28.8
最終処分率 (%)	7.3	7.8	7.9	7.1	7.0

##### 〔西南濃粗大廃棄物処理センターの稼働実績の推移〕



## 4 市民、事業者へのアンケート調査の結果

### (1) 生活ごみに関する市民アンケート調査の結果

令和7年6月に実施した「生活ごみに関する市民アンケート調査」（送付数1,200人、回収518件、回収率43.2%）では、本市のごみの分別や減量などについて、以下のような認識が示されました。

#### 〔生活ごみに関する市民アンケート調査の概要〕

項目	アンケート結果
① 有料指定ごみ袋制度の成果	ごみ袋の有料化後に、もえるごみでは27%、もえないごみでは39%の人がごみの減量に取り組んでいます。
② ごみの分別や減量への意識	90%の人が「意識している」、「やや意識している」と答えており、ごみの分別や減量について意識が高いことが分かります。
③ ごみ収集の有料化前後のごみ減量の取り組み	ごみ減量の取り組みとして、マイバッグ等の使用、分別の徹底、生ごみの水切りの順に取り組んでいる人が多く、いずれも半数以上が行っています。
④ 生ごみのたい肥化	30%の人が生ごみたい肥化の経験があり、26%の人が新たに取り組みたいと思っていますが、42%の人が生ごみたい肥化の取り組みに消極的で、においや虫が気になる、時間や手間がかかる及び設置場所がないなどが理由として挙げられています。
⑤ プラスチック使用製品の拠点回収	プラスチック使用製品廃棄物の拠点回収について、「知らなかった」という回答が38%あり認知度は低いですが、回収拠点が増えた場合、70%の人が「利用したい」と回答しています。
⑥ 市のごみ減量化の取り組み内容の認知度	33%の人がごみ分別アプリなどを知っていますが、25%の人が知らないと回答しており、施策の情報提供や周知が不十分である可能性が示されています。
⑦ 満足度	ごみの収集に満足している人は80%で、ごみ減量の取り組みについては65%が満足しています。なお、子育て世代では満足度が低くなっています。

(2) 事業系ごみに関する事業所アンケート調査の結果

令和7年6月に実施した「事業系ごみに関する事業所アンケート調査」（送付数350件、回収148件、回収率42.3%）では、本市の事業所におけるごみの分別や減量などについて、以下のような認識が示されました。

【事業系ごみに関する事業所アンケート調査の概要】

項目	アンケート結果
① 廃棄物担当者の設置	事業所の53%が廃棄物担当者を置いていないと回答しており、専門的な管理体制が不足しています。
② 事業系ごみの自己処理責任の義務付け	法律や条例で事業者は自己処理責任が義務付けられているにもかかわらず、24%の事業者が「知らない」「あまり知らない」と回答しています。また、一般廃棄物と産業廃棄物の区分や処理方法についても33%の事業者が「知らない」「あまり知らない」と回答しています。
③ ごみ排出量	事業所におけるごみ排出量について、54%が把握し、70%が今後排出量はほぼ変わらないと回答しています。
④ ごみ減量化・資源化への取り組み	53%がペーパーレス化を推進し、紙類の資源化及び使い切り、食べ切りの実践などに取り組んでいますが、特に何も取り組んでいないとの回答も17%あり、減量化・資源化への意識や実践が低い事業所があることが示されています。
⑤ ごみの減量化・資源化を進める上での問題点	手間がかかる、分別した資源物の置き場がないなどが問題点として挙げられ、ごみの減量化・資源化の方法がわからない、メリットが少ないといった課題もあります。
⑥ 処理料金見直し	処理料金の値上げについては維持してほしいという意見が最も多く、38%を占めました。
⑦ 減量化・資源化に関する知りたい情報	ごみの減量化・資源化の方法に関する情報、ごみの分け方や出し方に関する情報が多く挙げられており、具体的な情報提供の必要性があります。自由記述でも、事業ごみの正しい知識や減量について知識を得たいという意見がありました。
⑧ 市に期待すること	経済的なメリットが得られる仕組みの構築が35%と最も多いです。

## 5 ごみ処理の課題

### (1) 家庭系ごみの課題

前計画で定めた施策の実施と令和5年1月からのごみ袋有料化により、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は大幅に減少しました。

しかし、もえるごみの組成では生ごみが55%を占めており、さらなる削減には水切りやたい肥化など、生ごみの具体的な減量化への取り組みを促進する必要があります。

プラスチック使用製品の拠点回収については、38%の市民が「知らなかった」と回答する一方、70%が拠点回収の利用を希望しており、啓発強化と拠点増設により利用者の大幅な増加が期待されます。

また、市のごみ減量化の取り組みについては65%の市民が満足していますが、25%の市民が認知していない状況にあります。特に子育て世代の労働世帯においては満足度が低く、市民のニーズに応じた施策の検討が重要な課題となっています。

### (2) 事業系ごみの課題

事業系もえるごみの排出量は横ばいで推移していますが、同規模市町村と比較して事業所数が多く、排出量が40%高い状況です。このため、本市のごみ排出抑制には事業系ごみの削減が重要です。

事業系ごみの組成では、古紙類やその他紙製容器包装等の資源物混入率が50%と高く、分別による減量化・資源化の取り組みの啓発が必要です。

事業所アンケートでは、24%が自己処理責任を「知らない」と回答し、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を理解していない事業所が33%ありました。また、減量化・資源化に対する意識も必ずしも高くないため、法的根拠や具体的な分別方法の周知徹底が必要です。

事業系ごみの排出抑制を図るためには、具体的な情報提供の充実と、減量化・資源化に対するインセンティブの導入について検討する必要があります。

### (3) 中間処理の課題

本市のもえるごみを処理するクリーンセンターは、平成8年度の竣工から30年が経過し老朽化が進んでいます。計画的かつ効果的な修繕・更新を実施し、施設の長寿命化を図る必要があります。

#### (4) 最終処分場の課題

荒川町一般廃棄物最終処分場は、平成4年度の竣工から34年が経過しています。残余容量確保のため、外部委託量（資源化）の増加など埋め立て量削減による延命化に取り組む必要があります。

## 第3節 ごみ処理の基本的な考え方

### 1 基本理念

私たちは現在、気候変動、生物多様性の損失、資源制約・汚染という「環境の3つの危機」に直面しており、経済社会システムの変革を通じた「脱炭素社会・循環型社会」の実現が急務です。

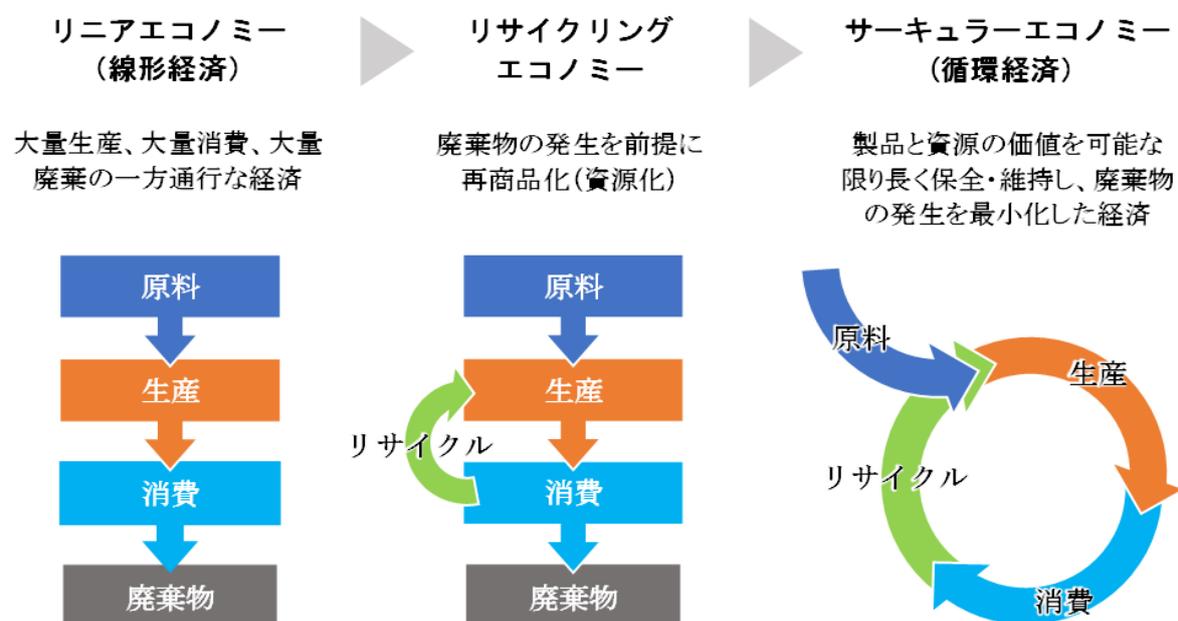
これまでのごみ減量の取り組みは、廃棄物の発生を前提として、分別の徹底による再商品化（資源化）を基本としたリサイクルエコノミーとして取り組まれていますが、本来、原材料から製品の販売・使用・廃棄までのシステムの中で取り組むべきものです。

従来のリニアエコノミー（線形経済）やリサイクルエコノミーを再設計し、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を目指すことが重要です。

廃棄物の減量化を通じて、廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの削減、並びにSDGsの目標達成につなげていく必要があります。

そこで、本市では令和5年3月に策定した大垣市未来ビジョン第2期基本計画においてめざす姿として掲げた「地球環境保全の推進やごみ排出の抑制とリサイクルの推進により、二酸化炭素排出量が抑制されるとともに、ごみが少なく、資源が効率よく循環された、持続可能な環境にやさしいまち」を本計画の基本理念とし、その実現に向けて取り組んでいきます。

#### 〔サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行〕



## 2 基本方針

現代の子どもたちが主役となる次世代を見据え、未来に良好な生活環境を引き継ぎ、「脱炭素社会・循環型社会」を実現するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域の実情を踏まえた施策の推進が求められています。

基本理念の実現のため、以下に示す2つの基本方針のもと、それぞれの施策を実行していきます。

### (1) 減量化・資源化の推進

4Rを推進し、循環型社会の形成に努めるとともに、資源物の効率的な回収に努め、適正な資源化を図ります。

### (2) 廃棄物の適正処理

環境・衛生面に留意した収集、処理体制の維持に努めます。

### 3 基本視点

基本理念の実現のため、次の5つの基本視点を意識して、施策を実施していきます。

#### (1) 4 Rの実践の促進

廃棄物の発生を削減するため、市民、事業者、行政が連携してリフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（再生する）の4 Rの実践を促進します。

#### (2) 市民・事業者との協働

市民・事業者と市が協働し、報奨制度などのインセンティブを活用した事業を展開することで、ごみの減量化、分別の徹底及び資源化の促進を図ります。

#### (3) 情報提供・環境教育

市民の減量化・資源化への取り組み状況に応じた情報提供を行うとともに、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に環境教育を実施します。

#### (4) 適正な処理体制

環境衛生の向上に留意した収集、処理体制の維持に努めます。

#### (5) 施設整備・運営

大規模災害への備えや人口減少、処理施設の老朽化などの変化に対応し、安定的な処理を確保するため、施設の整備を進め、適切な運営に努めます。

#### 4 数値目標

廃棄物排出抑制の目標は、前計画で定めた「1人1日当たりのごみ総排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」「事業系ごみ排出量」及び「最終処分量」とします。

さらに、国では、今後の人口減少を考慮しつつ、引き続き一般廃棄物発生量の削減に取り組む必要があるとしており、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）を設定しました。そこで、市でも国に合わせた目標を追加します。

##### (1) 1人1日当たりのごみ総排出量

1人1日当たりのごみ総排出量を削減し、令和6年度実績852gに対し、令和12年度において850gとし、令和17年度において849gとします。

区分	基準年度(実績)	目標数値	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
1人1日当たりのごみ総排出量	852 g	850 g	849 g

##### (2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を削減し、令和6年度実績420gに対し、令和12年度において418gとし、令和17年度において417gとします。

区分	基準年度(実績)	目標数値	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	420 g	418 g	417 g

## (3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量を削減し、令和6年度実績19,379 t に対し、令和12年度において18,750 t とし、令和17年度において18,240 t とします。

区分	基準年度(実績)	目標数値	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
事業系ごみ排出量	19,379 t	18,750 t	18,240 t

## (4) 最終処分量

最終処分量を2,500 t 以下に維持します。

区分	基準年度(実績)	目標数値	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
最終処分量	2,483 t	2,500 t	2,500 t

## (5) 一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）

一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）を、令和6年度実績7.8%に対し、令和12年度においてさらに3.2ポイント削減し、11.0%とし、令和17年度においてさらに5.8ポイント削減し、13.6%とします。

区分		基準年度 (実績)	実績	目標数値	
		令和4年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度
一般廃棄物排出量 削減化率	排出量	52,775 t	48,664 t	46,973 t	45,601 t
	削減率	0%	7.8%	11.0%	13.6%

## 5 ごみ排出量の見込み

### (1) ごみ総排出量

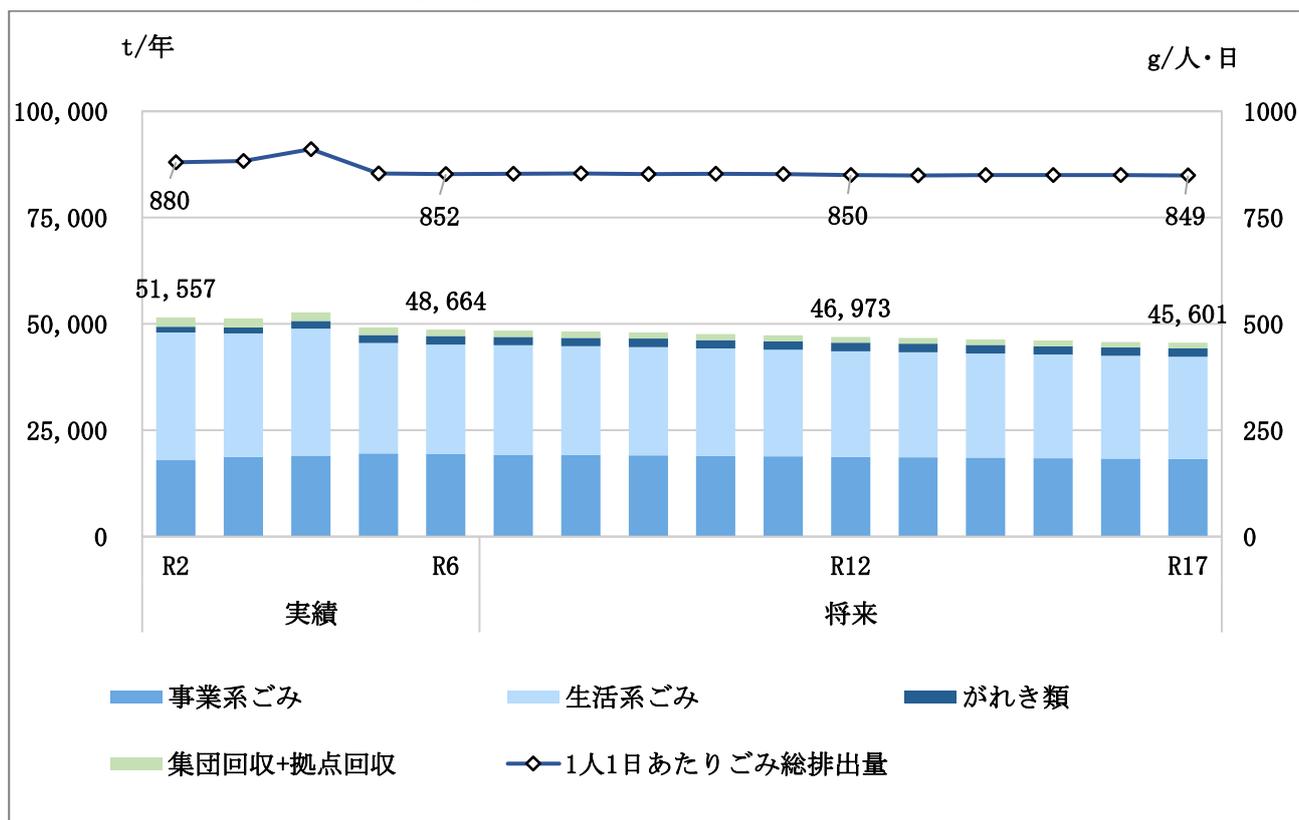
計画収集人口の減少や施策の実施に伴い、生活系ごみや事業系ごみは減少する見込みです。よって、ごみの総排出量は減少する見込みですが、人口減少により1人1日当たりのごみ総排出量はほぼ横ばいで推移すると予想されます。

#### 〔ごみ総排出量の実績及び将来予測〕

項目	実績	将来予測				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画収集人口（人）	156,488	155,650	154,796	153,942	153,088	152,234
ごみ総排出量（t/年）	48,664	48,432	48,166	47,953	47,577	47,290
生活系ごみ	25,812	25,664	25,537	25,449	25,213	25,054
事業系ごみ	19,379	19,272	19,167	19,062	18,958	18,854
がれき類	2,007	2,007	2,007	2,013	2,007	2,007
集団回収+拠点回収	1,466	1,489	1,455	1,429	1,399	1,375
1人1日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	852	852	852	851	851	851

項目	将来予測					
	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
計画収集人口（人）	151,379	150,445	149,511	148,577	147,643	146,711
ごみ総排出量（t/年）	46,973	46,753	46,399	46,122	45,804	45,601
生活系ごみ	24,863	24,757	24,534	24,377	24,178	24,086
事業系ごみ	18,750	18,648	18,546	18,445	18,344	18,240
がれき類	2,007	2,013	2,007	2,007	2,007	2,013
集団回収+拠点回収	1,353	1,335	1,312	1,293	1,275	1,262
1人1日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	850	849	850	850	850	849

〔ごみ総排出量の実績及び将来予測の推移〕



(2) 家庭系ごみ排出量

令和5年1月からのごみ袋有料化の実施により、令和5年度から家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、大幅に減少しました。

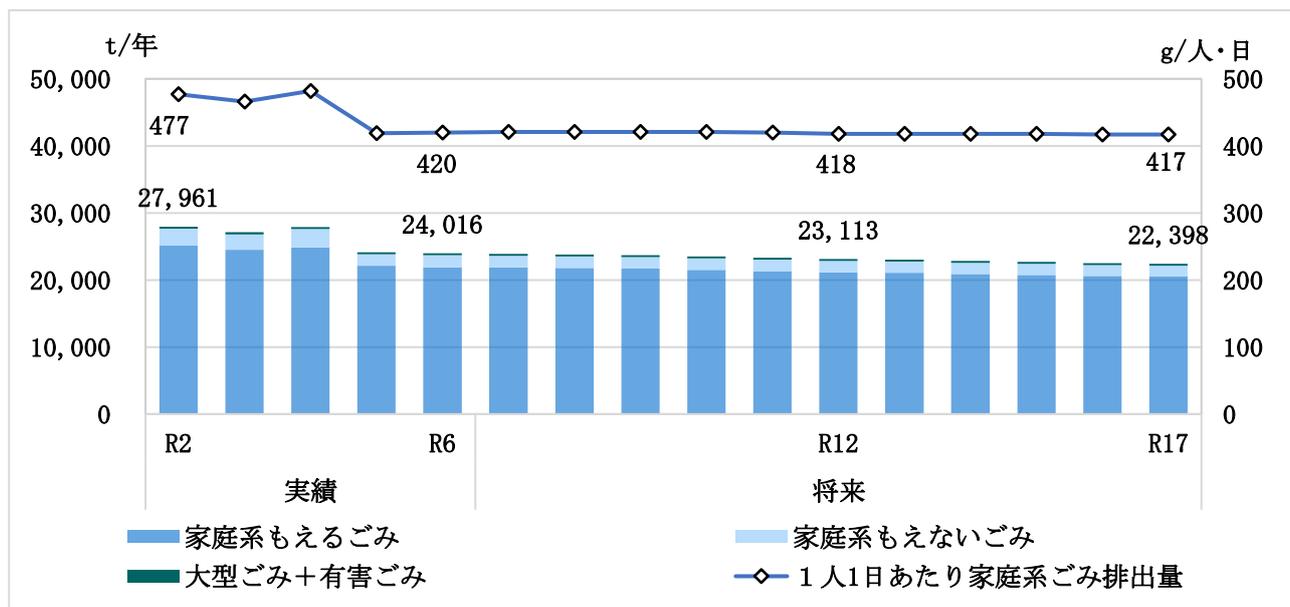
人口減少により、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のさらなる減少は困難ですが、施策を実施することで、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量はほぼ横ばいで推移すると予測されます。

〔家庭系ごみ排出量の実績及び将来予測〕

項目	実績	将来予測				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画収集人口（人）	156,488	155,650	154,796	153,942	153,088	152,234
家庭系ごみ排出量（t/年）	24,016	23,878	23,756	23,687	23,477	23,317
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人・日）	420	420	420	420	420	420

項目	将来予測					
	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
計画収集人口（人）	151,379	150,445	149,511	148,577	147,643	146,711
家庭系ごみ排出量（t/年）	23,113	23,021	22,820	22,681	22,499	22,398
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人・日）	418	418	418	418	418	417

〔家庭系ごみ排出量の実績及び将来予測の推移〕



(3) 事業系ごみ排出量

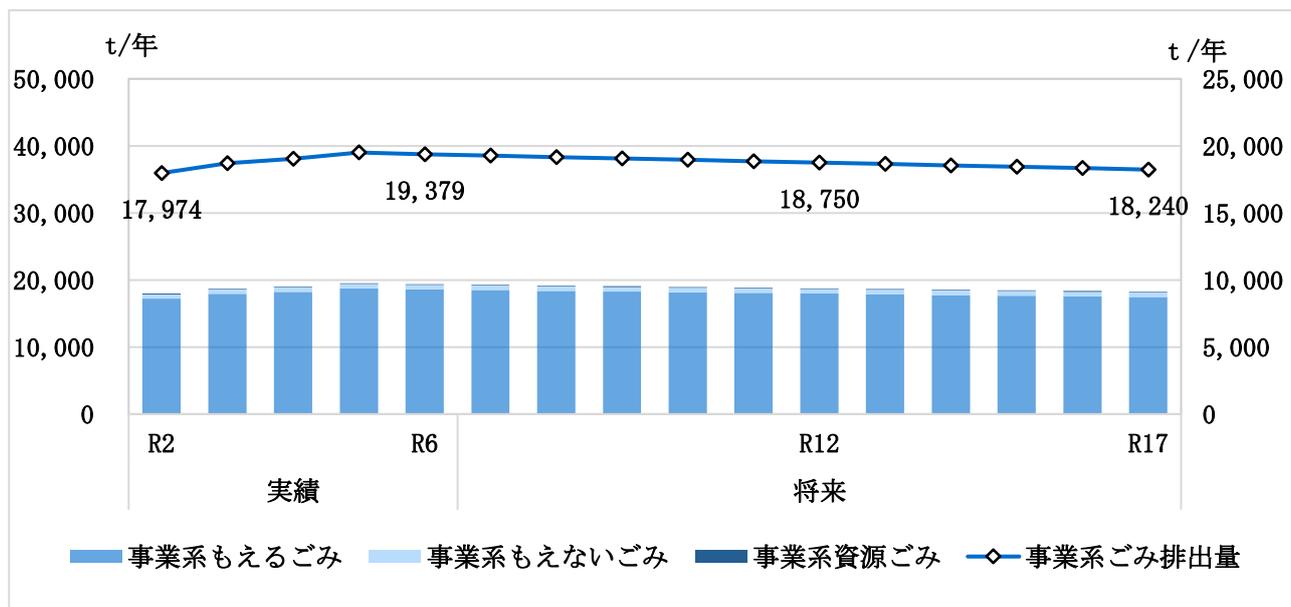
本市は同規模他市町村と比較して事業所数が多く、現在の事業系ごみ排出量も多い状況にありますが、施策を実施することで、事業系ごみ排出量は減少すると予測されます。

〔事業系ごみ排出量の実績及び将来予測〕

項目	実績	将来予測				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業系ごみ排出量 (t/年)	19,379	19,272	19,167	19,062	18,958	18,854
事業系もえるごみ	18,602	18,490	18,385	18,278	18,177	18,073
事業系もえないごみ	678	676	676	678	677	677
事業系資源ごみ	99	106	106	106	104	104

項目	将来予測					
	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
事業系ごみ排出量 (t/年)	18,750	18,648	18,546	18,445	18,344	18,240
事業系もえるごみ	17,970	17,867	17,768	17,668	17,568	17,462
事業系もえないごみ	677	679	677	677	677	679
事業系資源ごみ	103	102	101	100	99	99

【事業系ごみ排出量の実績及び将来予測の推移】



(4) 最終処分量

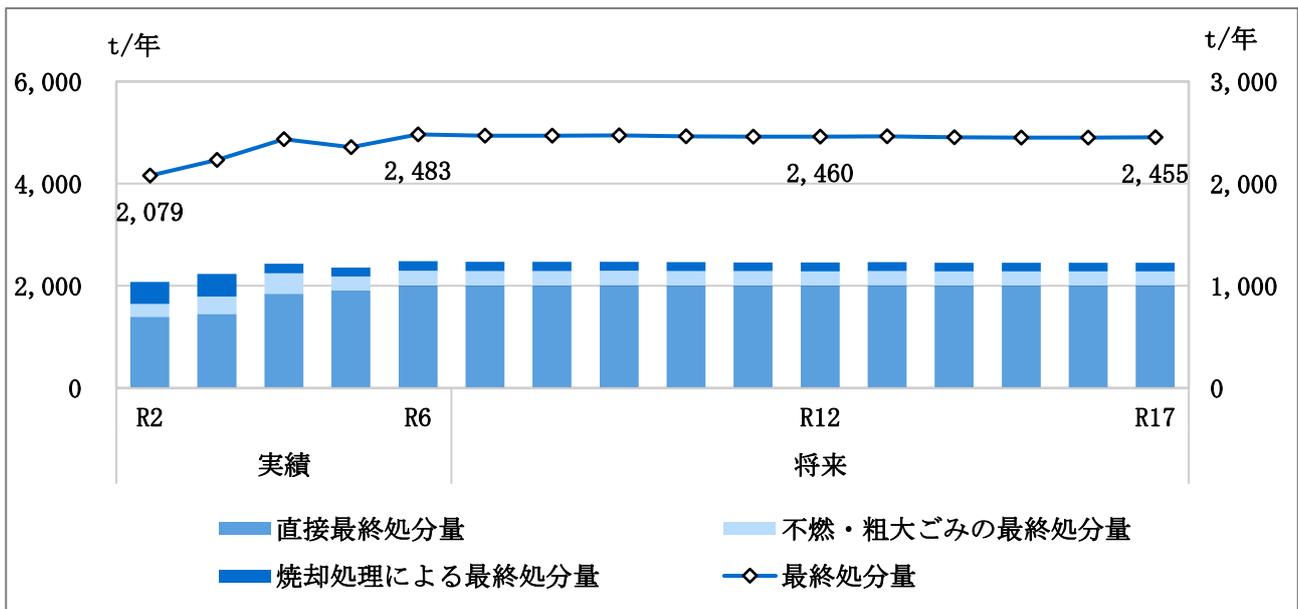
施策を実施することで、最終処分量については現状程度で推移すると予測されます。

【最終処分量の将来予測】

項目	実績	将来予測				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
最終処分量 (t/年)	2,483	2,470	2,468	2,474	2,464	2,462
焼却処理最終処分量	187	178	177	177	175	174
不燃ごみ等最終処分量	289	285	284	284	282	281
直接最終処分量	2,007	2,007	2,007	2,013	2,007	2,007

項目	将来予測					
	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
最終処分量 (t/年)	2,460	2,464	2,455	2,453	2,450	2,455
焼却処理最終処分量	173	172	171	170	169	168
不燃ごみ等最終処分量	280	279	277	276	274	274
直接最終処分量	2,007	2,013	2,007	2,007	2,007	2,013

〔最終処分量の将来予測の推移〕



(5) 一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）

一般廃棄物排出量の指標である一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）は、令和5年1月から実施したごみ袋有料化により減少しています。

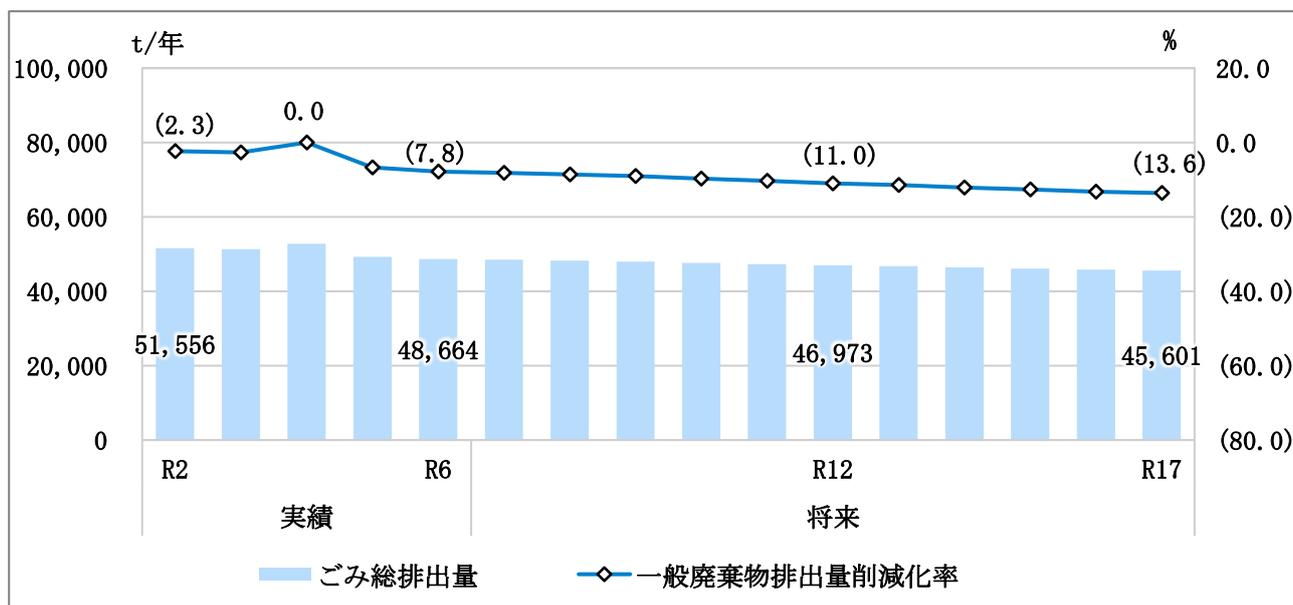
施策を実施することで、一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）はさらに減少すると予測されます。

〔一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）の実績及び将来予測〕

項目	実績	将来予測				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画収集人口（人）	156,488	155,650	154,796	153,942	153,088	152,234
ごみ総排出量（t/年）	48,664	48,432	48,166	47,953	47,577	47,290
一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）（%）	7.8	8.2	8.7	9.1	9.8	10.4

項目	将来予測					
	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
計画収集人口（人）	151,379	150,445	149,511	148,577	147,643	146,711
ごみ総排出量（t/年）	46,973	46,753	46,399	46,122	45,804	45,601
一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）（%）	11.0	11.4	12.1	12.6	13.2	13.6

〔一般廃棄物排出量削減化率（令和4年度比）の実績及び将来予測の推移〕



## 6 数値目標を達成するために取り組む施策

ごみ処理については、2つの基本方針に基づき、5つの基本視点から施策を策定します。

基本方針	基本視点
(1) 減量化・資源化の推進	① 4 R の実践を促進 (4施策)
	② 市民・事業者との協働 (4施策)
	③ 情報提供・環境教育 (9施策)
(2) 廃棄物の適正処理	④ 適正な処理体制 (7施策)
	⑤ 施設整備・運営 (4施策)

## (1) 減量化・資源化の推進

## ① 4 R の実践を促進

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象	
		市 民	事 業 者
1) 廃プラスチック、食品ロス、紙・布・木竹等の削減に向けた4 R の取り組みを啓発します。	   	○	○
2) プラスチック使用製品等の資源ごみ拠点回収の周知を強化し、拡充を検討します。	   	○	○
3) 生ごみや草木等のたい肥化に取り組めます。	   	○	○
4) 一般家庭や市施設から出る廃食用油の資源化に取り組めます。	   	○	○

② 市民・事業者との協働

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象	
		市民	事業者
1) 集団回収の奨励制度や生ごみ処理容器の購入補助制度等の見直しを検討します。	   	○	○
2) 水切りグッズ等でごみ袋を軽くするなどメリットを周知し、生ごみ減量化を促進します。	  	○	○
3) エコポイントの付与等により、環境活動への参加を促進します。	   	○	○
4) 環境に配慮した事業者が減量化のメリットを得られる仕組みづくりを調査・研究します。	  	—	○

③ 情報提供・環境教育

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象	
		市民	事業者
1) もえるごみに含まれる生ごみや紙・布類等の減量化・資源化について啓発を強化します。	  	○	○
2) ごみの排出量やごみ質分析、ごみ袋収入の用途等について周知を図ります。	  	○	—

施策の概要	SDGsの 関連目標	協働対象	
		市民	事業者
3) 環境イベントやメディア、ごみ分別アプリ等を利用して誰もが理解しやすい4Rの普及啓発を図ります。	   	○	○
4) 小中学校等と連携して環境学習を実施し、家庭でのごみ減量化のきっかけを作ります。	   	○	—
5) 出前講座等により、ごみの分別や減量化・資源化等の取り組みの方法等を啓発します。	   	○	○
6) 再生素材や分別しやすい製品など環境に配慮した製品選択の啓発を推進します。	  	○	○
7) 大型ごみから選別したリユース品の販売や、リユースショップの情報等を提供します。	  	○	○
8) 市および民間（搬出先が確認できた拠点に限る）の資源回収拠点情報を提供します。	  	○	○
9) 事業者から提出された一般廃棄物減量計画書等を踏まえ、減量化・資源化や適正処理について指導・啓発を強化します。	   	—	○

(2) 廃棄物の適正処理

① 適正な処理体制

施策の概要	SDGsの 関連目標	協働対象	
		市民	事業者
1) クリーンセンターに搬入される事業系もえるごみの処理手数料の見直しについて、調査・研究します。	   	—	○
2) 許可業者が搬入する事業系ごみを確認する展開検査を行い、不適正な排出事業者へ個別指導します。	  	—	○
3) 上石津上多良一般廃棄物最終処分場の「がれき類」受け入れについて、産業廃棄物等の不適正搬入防止策を実施します。	   	○	○
4) 収集運搬経路の確認、交通法規の順守など安全に配慮し、収集運搬体制の効率化に向け研究します。	   	○	○
5) 衛生パトロールを実施して不法投棄を抑制します。	   	○	—
6) ごみステーションでの金属類等の資源物を持ち去る行為について、地域住民と協力して対応します。	  	○	—
7) 市民ニーズ等に応じた収集・処理体制を検討します。	  	○	—

② 施設整備・運営

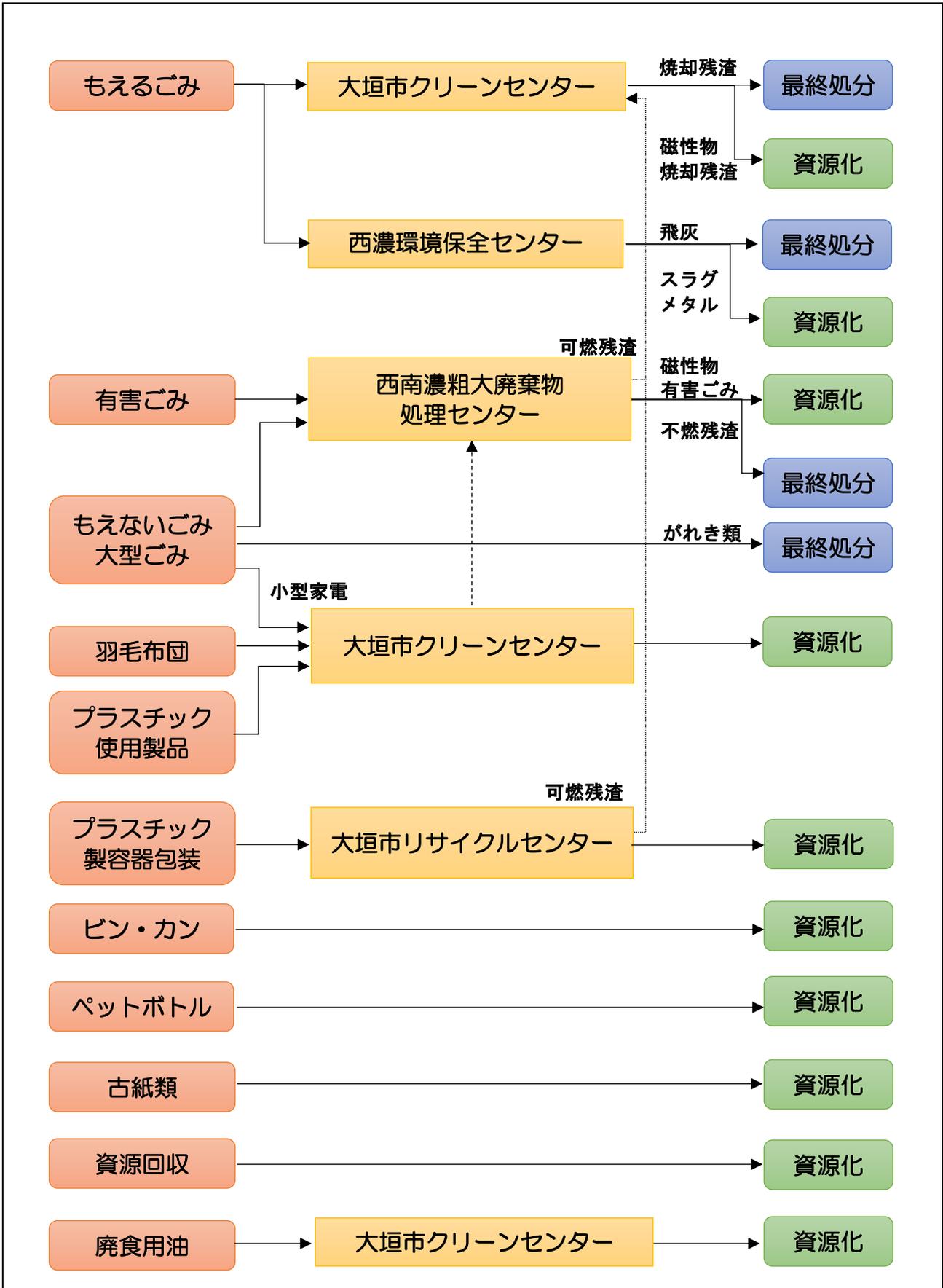
施策の概要	SDGsの 関連目標	協働対象	
		市民	事業者
1) 計画的かつ効果的な修繕や更新を実施することで、クリーンセンターの長寿命化を図ります。	   	○	○
2) 焼却残渣の資源化等、埋立処分量の減量を推進し、荒川町一般廃棄物最終処分場の延命化に努めるとともに、新たな最終処分場の設置について、調査・研究します。	  	○	○
3) 環境負荷の低減を図るため、引き続きごみ発電等によるエネルギーの有効利用を推進します。	   	—	—
4) 災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集運搬体制や処理体制の整備に努めます。	 	○	○

7 ごみ処理に関する基本的事項

(1) ごみ処理フロー

本市の令和17年度のごみ処理フローは、以下のとおりです。

〔本市のごみ処理フロー（令和17年度）〕



## (2) 収集運搬計画

本市の令和17年度の収集・運搬体制は、以下のとおりです。

## 〔収集・運搬体制（令和17年度）〕

項目	収集形態	収集頻度	収集方法
もえるごみ	直営・委託	週2回	ステーション
もえないごみ		月1回	
大型ごみ	直営	予約制	戸別回収
有害ごみ	直営・委託	月1回	ステーション
資源ごみ			
ビン	直営・委託	月1回	ステーション 拠点回収
カン	委託		
ペットボトル	委託		
プラスチック製容器包装	直営・委託	月2回	拠点回収
小型家電	直営	随時	
古紙類	直営		
廃食用油	直営・委託	随時	
プラスチック使用製品	直営		

(3) 中間処理計画

本市の令和17年度の中間処理の方法は、以下のとおりです。

〔中間処理の方法（令和17年度）〕

項目	処理施設	処理方法
もえるごみ	クリーンセンター	焼却処理
	西濃環境保全センター	
もえないごみ	西南濃粗大廃棄物処理センター	破碎、選別後に、可燃残渣、有価物、不燃残渣に分類し、それぞれ焼却処理、資源化、埋め立て処分
大型ごみ		
有害ごみ		
資源ごみ		
ビン・カン	—	収集後、資源再生業者へ引き渡し
ペットボトル		減容処理後、資源再生業者へ引き渡し
プラスチック製容器包装	リサイクルセンター	選別、圧縮処理後に、成型品、可燃物、不燃物、有価物*に分類。成型品及び有価物は資源再生業者に引き渡し、可燃物はクリーンセンターで焼却処理、不燃物は西南濃粗大廃棄物処理センターで処理
羽毛布団	クリーンセンター	資源再生業者へ引き渡し
小型家電		選別後、資源再生業者へ引き渡し
古紙類	—	資源再生業者へ引き渡し
廃食用油	クリーンセンター	資源再生業者へ引き渡し
プラスチック使用製品		選別後、資源再生業者へ引き渡し

※ 有価物：混入したビン、カン、ペットボトル

## 8 その他ごみ処理に関する必要な事項

### (1) 一般廃棄物の処理施設の整備計画

クリーンセンターの長寿命化を図るため、令和9年度から基幹的設備改良工事を実施します。

### (2) 大垣市廃棄物減量等推進審議会

本市における廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する施策を推進するため、大垣市廃棄物減量等推進審議会を適宜開催します。

### (3) 災害対策

地震、水害や激甚化する台風被害などの大規模災害発生時には、大量のごみ、がれき、し尿等の廃棄物の発生により、環境衛生の悪化、災害復旧の遅延が想定されます。

ごみ、がれき、し尿等の廃棄物の迅速な収集、処理体制を確保するため、「大垣市災害廃棄物処理計画」等に基づき、必要に応じて災害廃棄物の広域処理を含めた処理・処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集・運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行います。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しながら、電力供給や熱供給等の拠点としても活用します。

### (4) 温室効果ガスの削減

市では、自らが事業者、消費者の立場から、環境保全に向けた行動を率先して実施し、環境負荷の低減を図るとともに、市民、事業者の行う地球温暖化防止対策に配慮した自主的な取り組みを促進することを目的として、現在「大垣市第5次地球温暖化対策実行計画」を策定しているところです。

取り組み項目として、施設等における省エネ活動、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入、公用車燃料等削減の取り組み、環境負荷の少ない製品、工法の選択、職員意識向上が掲げられており、特に廃棄物分野では、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進、廃プラスチック排出量の削減が位置づけられています。

廃棄物の減量化は、廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガスの削減につながることから、推進策として、4Rの実践、食品ロスの削減及び廃プラスチックの削減などを推進します。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

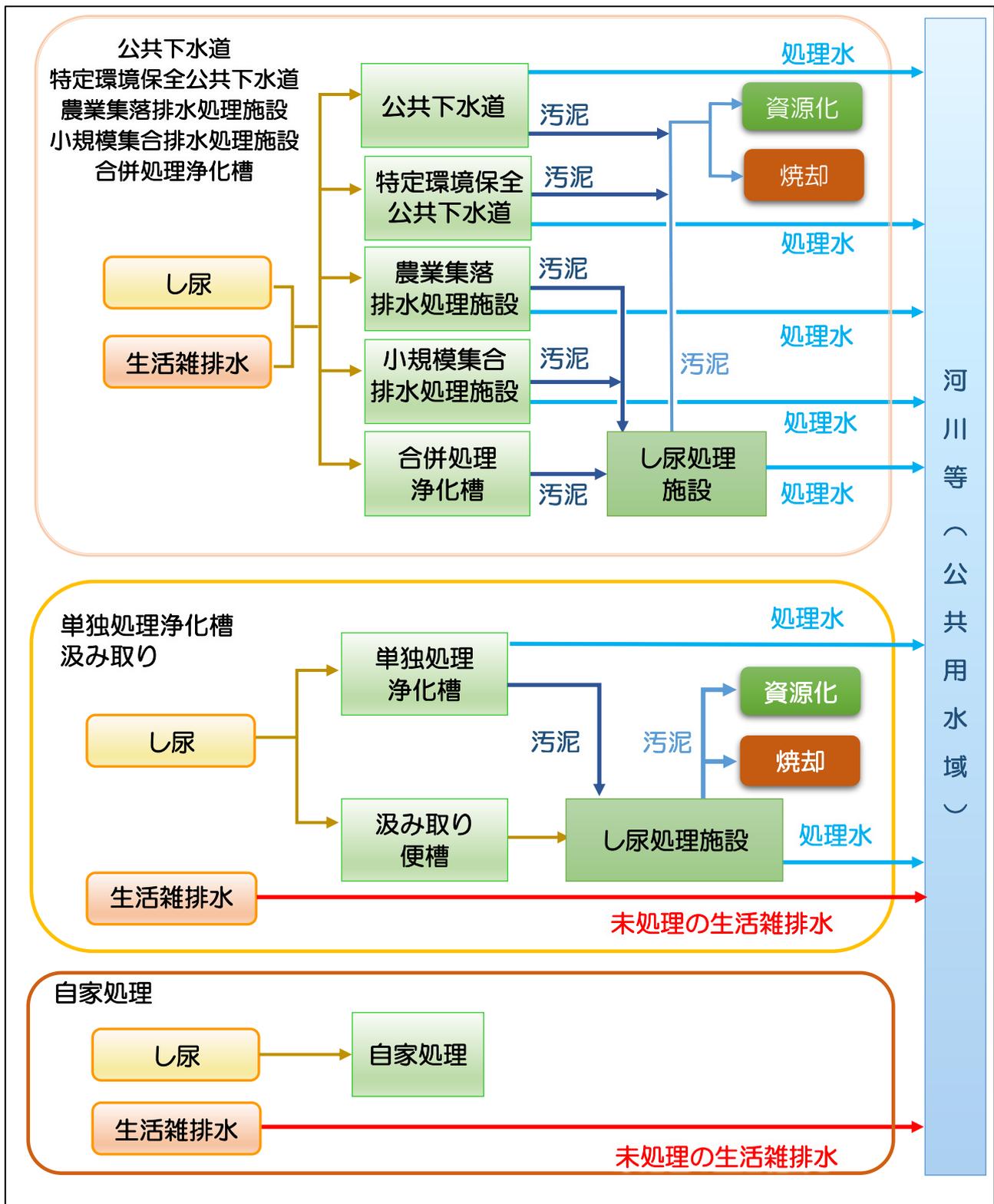
#### 1 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系は、以下のとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水をあわせて処理している施設として、集合処理施設である下水道や農業集落排水処理施設等と、個別処理施設である家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。

これらの施設で処理している人口は91.6%で、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

〔生活排水の処理体系〕



※ 生活雑排水とは、生活排水のうち、し尿を除いたもののことです。

## 2 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、以下のとおりです。

### 〔生活排水の処理主体〕

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理		
公共下水道	し尿及び生活雑排水	大垣市
特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	大垣市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	大垣市
小規模集合排水処理施設	し尿及び生活雑排水	大垣市
個別処理		
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	大垣衛生施設組合

### 3 生活排水処理施設

#### (1) 下水道処理施設

本市では、公共下水道（大垣地域、墨俣地域）と特定環境保全公共下水道（上石津地域）が整備されています。

#### 〔公共下水道事業の概要〕

項目	大垣処理区	平町処理区	墨俣処理区
処理施設	大垣市浄化センター	安八浄化センター	大垣市墨俣浄化センター
排除方式	分流式	分流式	分流式
計画処理人口	約137,900人	200人	約4,600人
計画汚水量 (日最大)			
家庭	44,112 m <sup>3</sup> /日	安八浄化センターに おいて広域処理	1,465 m <sup>3</sup> /日
営業	23,509 m <sup>3</sup> /日		293 m <sup>3</sup> /日
工場	11,939 m <sup>3</sup> /日		9 m <sup>3</sup> /日
地下水	13,233 m <sup>3</sup> /日		353 m <sup>3</sup> /日
計	92,793 m <sup>3</sup> /日		2,120 m <sup>3</sup> /日
水処理方法	標準活性汚泥法＋ 凝集剤併用ステップ 流入式多段硝化脱窒 法		凝集剤併用高度処理 オキシデーションディ ッチ法＋急速ろ過法
汚泥処理方法	分離濃縮→消化→ 脱水→焼却		汚泥→脱水→場外搬出
処理能力	103,600m <sup>3</sup> /日		2,700m <sup>3</sup> /日
放流先	水門川		市排水路

〔特定環境保全公共下水道事業の概要〕

項目	北部処理区	中部処理区
処理施設	上石津北部浄化センター	上石津中部浄化センター
排除方式	分流式	分流式
計画処理人口	2,060人	1,410人
計画汚水量 (日最大)		
家庭	711 m <sup>3</sup> /日	486 m <sup>3</sup> /日
工場	131 m <sup>3</sup> /日	75 m <sup>3</sup> /日
地下水	107 m <sup>3</sup> /日	73 m <sup>3</sup> /日
計	949 m <sup>3</sup> /日	634 m <sup>3</sup> /日
水処理方法	オキシデーシヨンディッチ法	オキシデーシヨンディッチ法
汚泥処理方法	汚泥濃縮→機械脱水→場外搬出	機械脱水→場外搬出
放流先	ぬくい川	鍛冶屋川

## (2) 農業集落排水処理施設

本市では、上石津地域において、農業集落排水処理施設が整備されています。

## 〔農業集落排水処理施設の概要〕

項目	西山処理区	南部処理区
施設名	上石津西山浄化センター	上石津南部浄化センター
計画処理人口	150人	1,770人
計画汚水量	49.5m <sup>3</sup> /日最大	584.1m <sup>3</sup> /日最大
処理能力	40.5m <sup>3</sup> /日平均	478m <sup>3</sup> /日平均
水処理方式	接触ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出	濃縮→貯留→場外搬出

(3) 小規模集合排水処理施設

本市では、上石津地域において、小規模集合排水処理施設が整備されています。

〔小規模集合排水処理施設の概要〕

項目	平井処理区
施設名	上石津平井処理場
計画処理人口	70人
処理能力	22m <sup>3</sup> /日平均
水処理方式	沈殿分離+接触ばっ気方式
汚泥処理方式	沈殿→場外搬出

## 第2節 生活排水処理の実績

### 1 生活排水の処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口は、以下のとおりです。

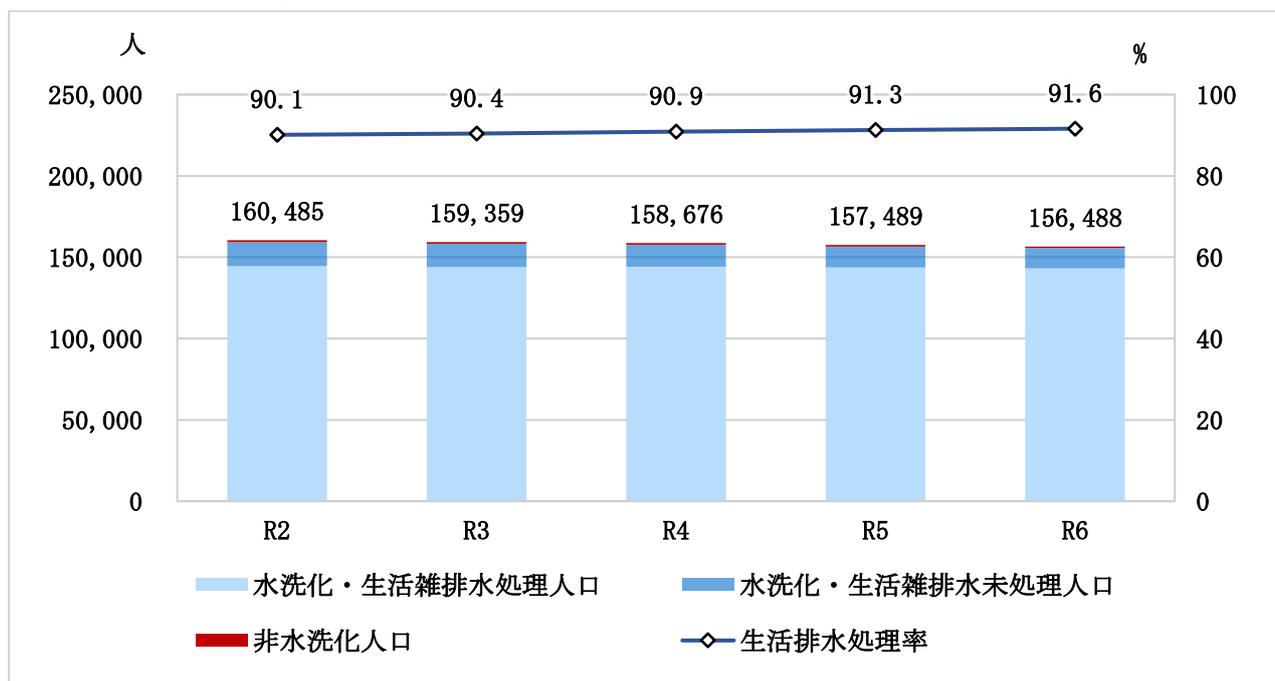
下水道人口はほぼ横ばいで推移しています。農業集落排水処理施設人口、合併処理浄化槽収集人口、単独処理浄化槽収集人口、し尿収集人口は減少しています。

令和6年度の本市の生活排水処理率は、91.6%となっています。

#### 〔生活排水処理形態別人口〕

区分	実績				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政区域人口（人）	160,485	159,359	158,676	157,489	156,488
水洗化・生活雑排水処理人口	144,613	144,040	144,206	143,812	143,272
下水道人口	128,617	128,366	128,719	128,726	128,326
農業集落排水処理施設人口	921	874	857	825	783
小規模集合排水処理施設人口	40	39	38	38	33
合併処理浄化槽収集人口	15,035	14,761	14,592	14,223	14,130
水洗化・生活雑排水未処理人口	14,688	14,232	13,530	12,814	12,427
単独処理浄化槽収集人口	14,688	14,232	13,530	12,814	12,427
非水洗化人口	1,184	1,087	940	863	789
し尿収集人口（汲み取り便槽）	1,166	1,069	926	860	789
自家処理人口	18	18	14	3	0
生活排水処理率（%）	90.1	90.4	90.9	91.3	91.6

〔生活排水処理形態別人口の推移〕



## 2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

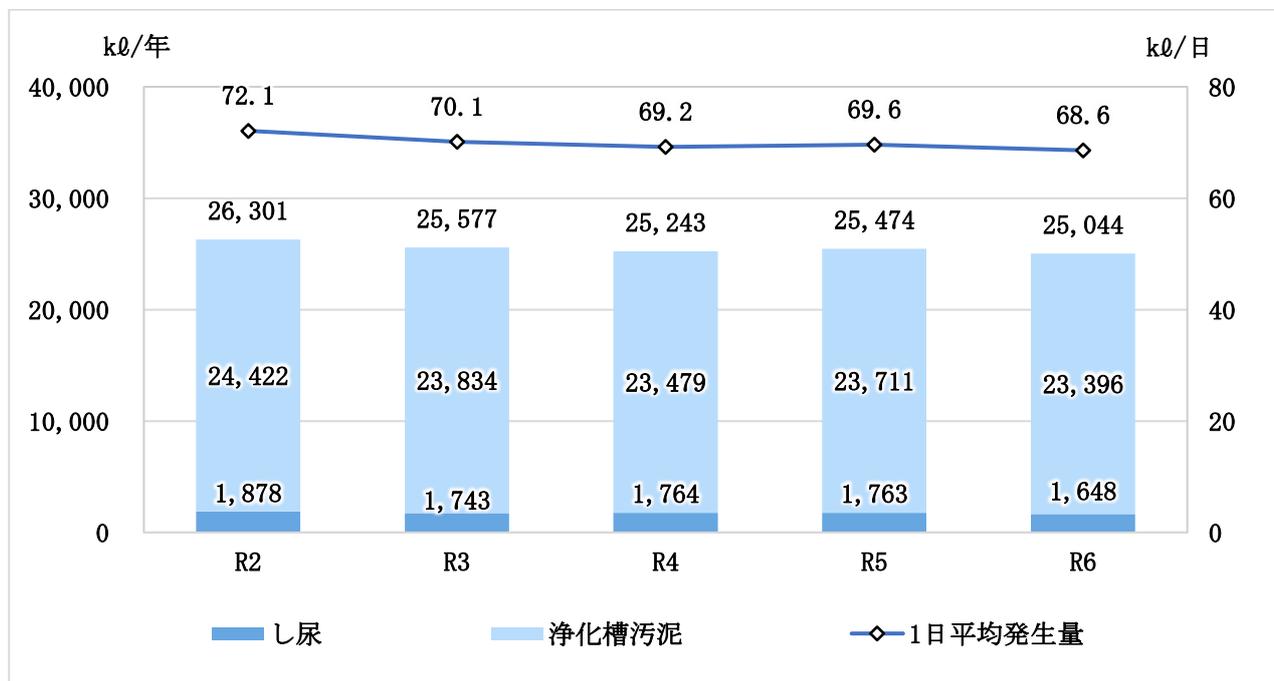
本市のし尿及び浄化槽汚泥排出量は、以下のとおりです。

合併処理浄化槽収集人口、単独処理浄化槽収集人口、し尿収集人口の減少により、発生量は減少傾向となっています。

### 〔し尿及び浄化槽汚泥排出量〕

区分	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生量 (kℓ/年)	26,301	25,577	25,243	25,474	25,044
し尿	1,878	1,743	1,764	1,763	1,648
浄化槽汚泥	24,422	23,834	23,479	23,711	23,396
1日平均排出量	72.1	70.1	69.2	69.6	68.6

### 〔し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移〕



### 3 生活排水処理事業の課題

#### (1) 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は、年々向上し、令和6年度実績では91.6%となっています。

しかしながら、依然として未処理で公共用水域へ排出されている生活雑排水が8.4%を占めており、公共用水域へ影響を与えています。

下水道処理区域では、下水道への転換、それ以外の地域では、合併処理浄化槽への転換を一層誘導していく必要があります。

#### (2) 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の法定検査について、岐阜県は全国でも受検率の高い地域（11条法定検査受検率：96.5%・令和5年度）です。

浄化槽の3つの義務（保守点検、清掃、法定検査）を行っていない世帯等がある場合、浄化槽が適正に機能せず、周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があるため、一層の周知を図る必要があります。

#### (3) 下水道整備の課題

令和6年における下水道関連（汚水処理）施設の普及率は91.8%となっております。

また、処理区域内の水洗化率は89.9%となっており、さらなる利用促進を図るため、未利用世帯に対して、早期接続を促すことが必要です。

#### (4) し尿・浄化槽汚泥処理の課題

人口減少に伴い、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少傾向にあり、大垣衛生施設組合の構成市町を含む施設全体の搬入量も年々減少しています。

今後も、し尿搬入量は減少傾向、浄化槽汚泥混入率は増加傾向で推移していくものと考えられます。

人口減少を踏まえた施設の稼働状況等を想定し、延命化等に向けた将来計画の検討が必要です。

### 第3節 生活排水処理の基本的な考え方

#### 1 基本理念

本市は、大垣市エコ水都環境プランにおいて、「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う 水都・大垣」を市の望ましい環境像と定めており、これを実現するためには、生活環境が良好な状態で保たれることが求められています。

河川の生活環境を良好に保つため、生活排水を適正に処理することが重要であり、市民に対しては、生活排水対策の必要性について広く啓発を図る必要があります。

今後は、環境への負荷をできる限り少なくした循環型社会への移行が必要であり、流れる水に清流がよみがえり、ハリヨやホタルなどをはじめとする多様な水生生物の生息が可能な環境をめざすとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をめざします。

## 2 基本方針

本市では、下水道や合併処理浄化槽を整備する地域について、経済性や地区の特性等を考慮し、定めてきました。

特に、下水道は、揖斐川流域別下水道整備総合計画との整合を図った下水道等の計画を策定しており、整備効率及び地域のニーズを踏まえた整備を行います。

このため、すでに整備された地区及び計画に定められている地区については、その計画通りとし、それらの施設での処理が困難な地域については、合併処理浄化槽の整備を進めることとします。

また、大垣市エコ水都環境プランでは、生活排水処理に関する基本目標において、「自然共生 ～自然とともにいきる快適なまちにします～」を掲げ、「公共下水道の普及促進と下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽への転換の促進」を取り組み事項としています。

この計画においてもこれを踏まえて、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

- (1) 下水道（農業集落排水、小規模集合排水を含む。）計画区域における下水道の普及
- (2) 下水道計画区域外における合併処理浄化槽の普及促進
- (3) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の普及啓発

## 3 数値目標

令和17年度における生活排水処理率の目標は、以下のとおりとします。

区分	基準年度(実績)	目標数値	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
生活排水処理率	91.6%	93.7%	95.5%

4 生活排水処理率向上のための施策

施策の概要	SDGsの 関連目標	協働対象	
		市民	事業者
1) し渣の焼却処理、処理汚泥の資源化を進めます。	   	—	○
2) 現在の許可制度による適正な収集運搬体制を維持します。	   	—	○
3) 下水道処理区域内の住宅に対し接続を誘導します。	   	○	—
4) 下水道処理区域外の住宅に対し単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を誘導します。	   	○	—
5) 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び検査の啓発活動を指導権限のある県や関係業者と連携して行います。	   	—	○
6) 広報おおがきなどにより、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換の普及啓発を行います。	   	○	—

## 第5章 一般廃棄物処理基本計画の推進

### 第1節 脱炭素社会や自然共生社会との統合への配慮

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、本市においても脱炭素社会、自然共生社会との統合に配慮した取り組みや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりが求められています。

このため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用なども含め、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進します。

また、本市では、一般廃棄物の収集運搬業務の一部を民間業者に委託し、中間処理及び最終処分を本市や一部事務組合で行っています。

化石燃料使用量の抑制や、温室効果ガス排出量の削減に貢献するため、ごみの発生抑制や適切な分別を推進していくことにより処理量の低減を進めるとともに、生活排水対策を推進することにより森・里・川・海の自然なつながりを支えていきます。

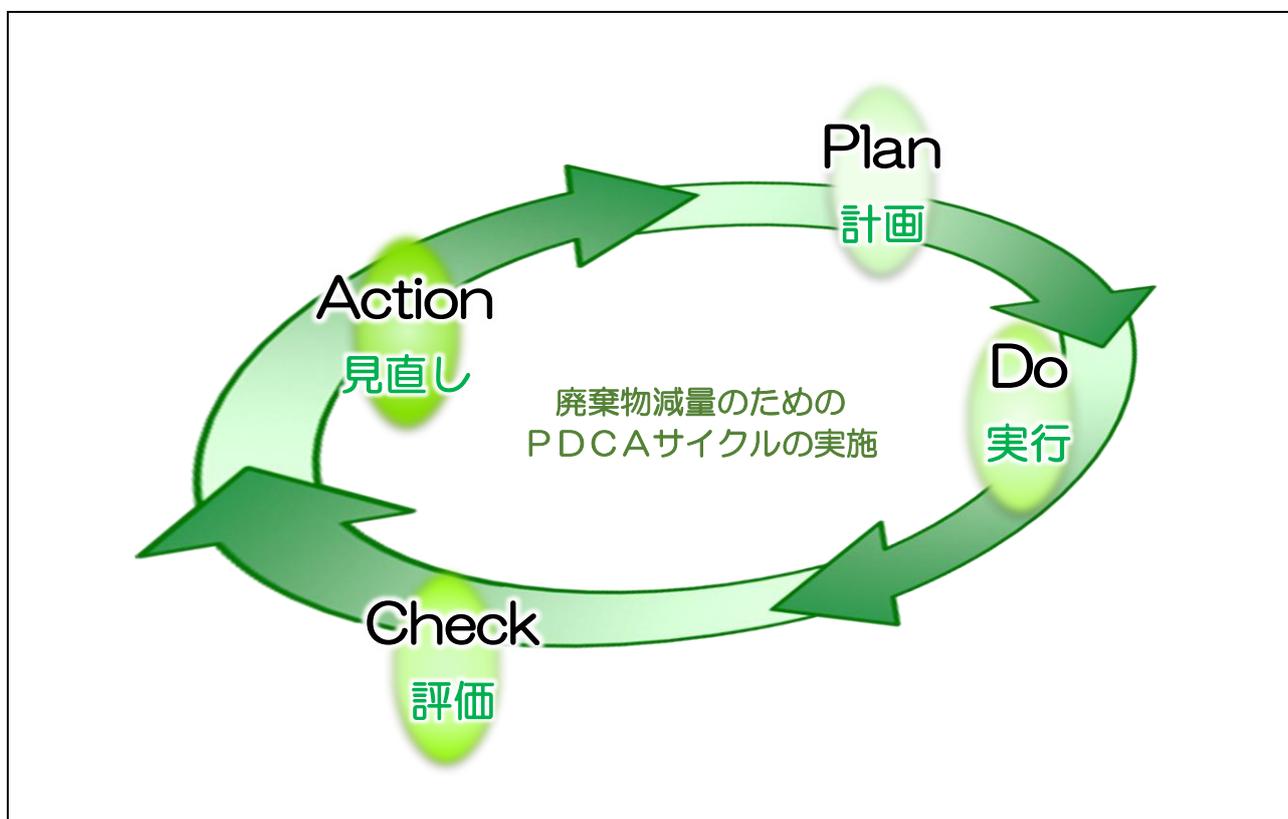
## 第2節 計画の推進と公表

この計画の推進には、市民や事業者、市の協働が必要です。

市民や事業者の意見・要望を反映させ、この計画を効率的に推進していくため、大垣市廃棄物減量等推進審議会において、進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)、「実行」(Do)、「評価」(Check)、「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルで、継続的に点検、見直し、評価を実施します。

また、この計画を広く周知するため、広報おおがきや市ホームページ等で公開することにより情報提供を行います。

### 〔PDCAサイクルのイメージ〕



# 大垣市一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

発行 岐阜県大垣市生活環境部

編集 環境政策課

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

電話 (0584) 47-8638